

# 地域包括支援センター運営事業に関する自己評価シート

資料3-1

【つくば市用】

<p>圏域の特性・課題を踏まえた令和5年度の重点項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・センター定例会において、研修や意見交換を開催。委託包括センターが地域の課題を把握し、圏域に応じた地域包括支援のネットワークを構築できるよう支援する。</li> <li>・在宅医療等に関する研修・意見交換の企画及び実施</li> <li>・認知症地域支援推進員が中心となり、認知症の啓発活動を実施していく。</li> <li>・認知症サポーターが活動する場を設けると共に、チームオレンジの立上げを支援していく。</li> <li>・新規事業として傾聴ボランティア事業を実施し、閉じこもりがちな高齢者等への交流の場を提供し、住み慣れた地域で人と人のつながりを継続し、介護予防につなげる。</li> <li>・地域課題についての議論を重ね、住民の支えあい活動の創出、課題解決に向けた提言に集約をしていく。</li> </ul>
<p>令和5年度重点項目の達成状況及び改善点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定例会において各地域包括支援センターの取り組み状況を共有し、対応力の向上を図るとともに、関係機関との意見交換会を実施し、顔の見える関係性を構築し連携強化を行った。</li> <li>・啓発講座やエンディングノートの配布等をおして在宅医療と介護に関する普及啓発を行った。</li> <li>・認知症地域支援推進員を配置し、認知症施策に取り組む体制を構築できた。</li> <li>・新規事業として傾聴ボランティア事業を実施し、閉じこもりがちな高齢者等への交流の場を提供し、人と人のつながりを継続する等、介護予防のための効果的な支援につながった。引き続き、広報活動及び傾聴ボランティアの育成に取り組んでいく。</li> <li>・地域課題についての議論が展開され、課題の共有や担い手支援、解決のための提言の提出につなげることができた。今後も、地域課題の解決に向け、関係各課と情報共有し協議していく</li> </ul>
<p>圏域の特性・課題を踏まえた令和6年度の重点項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重層的な課題を有するケースに適切かつ迅速に対応できるよう、定例会での事例共有を継続するとともに関係機関との連携を強化する。</li> <li>・在宅医療等に関する研修・意見交換の企画及び実施</li> <li>・認知症地域支援推進員が中心となり、認知症の啓発活動を実施していく。</li> <li>・認知症サポーターが活動する場を設けると共に、チームオレンジの立上げを支援していく。</li> <li>・傾聴ボランティア事業において、利用者増加に向け、幅広い広報活動を行うとともに、研修等を実施し傾聴ボランティアの育成に取り組んでいく。</li> <li>・各圏域の地域課題について議論を展開し、発信・提案、政策形成や資源開発等につなげていく。</li> </ul>

A:評価指標で定められた業務ができている上で、独自の取組がなされている B:評価指標で定められた業務ができている  
 C:評価指標で定められた業務の一部にできていない事項がある D:評価指標で定められた業務ができている E:評価指標で定められた業務の該当がなかった

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
1. 運営体制				
(1)年間活動計画	① 令和5年度に開催した運営協議会において、委託センターの評価結果をもとに議論が行われ、改善提案があった。	○	A	-
	② 運営協議会での議論を経て、委託センターの運営方針を策定し、委託センターへ伝達している。	○		
	③ 令和6年度のセンターの事業計画の策定に当たり、委託センターと協議を行った。	○		
	④ 前年度における運営協議会での議論を踏まえ、委託センターの運営方針、委託センターへの支援・指導の内容を改善した。	○		
	⑤ 委託センターに対して、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報を提供している。	○		
	⑥ 運営方針に沿った事業計画が立てられている。	○		
	⑦ 全職員で計画作成に参画し、共通理解を図っている。	○		
	⑧ 現実的な目標を立てている。	○		
	⑨ 進捗確認を計画的に行っている。	○		
	⑩ 取組における重点項目を達成できた。	○		
	⑪ 市町村と委託センターの間の連絡会合を、定期的で開催している。	○		
(2)職員配置	① 委託センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けている。	○	C	-
	② 委託センターにおいて、3職種が配置されている。	○		
	③ 委託センターの3職種一人当たり高齢者数(圏域内の高齢者数/センター人員)が1,500人以下である。	×		
(3)3職種の連携・チームアプローチ	① ミーティング等を計画的に開催し、情報共有している。	○	B	-
	② 支援が困難なケースは複数の職員で対応している。	○		
	③ 主担当者が不在の場合も対応できるように相談記録等の情報が適切に保管・管理できている。	○		

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
(4)職員の資質向上	① 委託センター職員の資質向上の観点から、委託センター職員を対象とした研修計画を策定し、年度当初までに委託センターに示している。	○	B	-
	② 研修(外部)への参加機会を確保している。	○		
	③ 研修成果を課内で報告し共有する機会を設けている。	○		
	④ 職場内での研修機会を確保している。	○		
(5)個人情報保護	① 個人情報保護に関する市の取扱方針を委託センターに示している。	○	B	-
	② 関係法令を全職員が理解している。	○		
	③ 個人情報を含む書類等が適切に管理されている。	○		
	④ 相談・面談室のプライバシーが確保されている。	○		
	⑤ 個人情報管理マニュアルが整備されている。	○		
	⑥ 個人情報が漏えいした場合の対応など、委託センターが行うべき個人情報保護の対応について、委託センターへ指示している。	○		
	⑦ 委託センターからの個人情報漏えい等の報告事案に対し、対応策を指示・助言している。	○		
(6)苦情対応	① 相談者のプライバシーが確保される環境整備に関する市の方針を、委託センターに示している。	○	B	-
	② 苦情内容の記録等、苦情対応に関する市の方針を委託センターに示している。	○		
	③ 委託センターが受けた介護サービスに関する相談について、委託センターから市に対して報告や協議を受ける仕組みを設けている。	○		
	④ マニュアルが整備されている。	○		
	⑤ 対応結果の記録を残している。	○		
(7)24時間体制の確保	① 苦情の内容と対処について市内で共有し、再発防止に努めている。	○	B	-
	① 委託センターに対して、夜間・早朝の窓口(連絡先)の設置を義務付けている。	○		
	② 委託センターに対して、平日以外の窓口(連絡先)の設置を義務付けている。	○		
	③ 休日・夜間の連絡体制が整備されている。	○		
(8)公正・中立性の確保	④ 対応マニュアルが整備されている。	○	B	-
	① 職員がセンターは公正・中立でなければならないことを理解している。	○		
(9)報告・届出書等	② 個別支援にあたり、サービスが特定事業者に偏らないよう配慮している。	○	B	-
	① 職員の変更等があった際には、速やかに変更届を提出している。	○		
(10)会議などへの開催及び出席	② 介護サービス情報公表システム等において、委託センターの事業内容・運営状況に関する情報を公表している。	○	B	-
	① 地域包括支援センター運営協議会等の必要な会議等を開催している。	○		
(11)建物設備等	② 市虐待防止ネットワーク会議、市在宅医療・介護連携推進事業の意見交換会・研修会、市地域ケア会議及び市生活支援体制整備推進会議等を開催している。	○	B	-
	① 地域住民に分かりやすいよう看板や案内表示が掲示されている。	○		
	② 高齢者に配慮した事務所の配置、構造となっている。	○		
	③ 受付カウンターの設置や専用の事務室等、市の環境を整えている。	○		
	④ プライバシーが確保されるように配慮した相談スペースを確保している。	○		
	⑤ 機械警備や施錠できる保管庫を設置し、セキュリティが確保されている。	○		
	⑥ 利用者専用の駐車スペースが必要数確保されている。	○		
⑦ 事務機器、通信機器が整備されている。	○			
(講評)				

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
<b>2. 総合相談支援事業</b>				
(1)地域におけるネットワーク構築業務	① 市レベルの関係団体(民生委員等)の会議に、定期的に参加している。	○	B	-
	② 市の広報紙やホームページなどで、委託センターの周知を行っている。	○		
	③ センター独自のパンフレットやホームページ等で広報活動を行っている。	○		
	④ ネットワーク構築のために協議する場を設ける等、体制を整えている。	○		
	⑤ 関係機関の会議等に参加している。	○		
	⑥ 既存のネットワークが効果的に機能できるよう維持・改善に努めている。			
(2)実態把握業務	① 高齢者の集まる地域活動等へ参加し、情報収集を行っている。	○	A	-
	② 積極的に戸別訪問等を実施している。	○		
	③ 地域の社会資源情報を市内で共有している。	○		
	④ 社会資源の情報を定期的に更新し、最新の状態に保つよう努めている。	○		
	⑤ 地域に必要な社会資源の開発に取り組んでいる。	○		
(3)総合相談業務	① ワンストップ相談窓口として適切なサービス・機関を紹介できる体制を整えている。	○	B	-
	② 相談には速やかに対応し、信頼関係の構築に努めている。	○		
	③ 介護保険や在宅福祉サービス利用申請等の支援を行っている。	○		
	④ 的確に状況を把握し、緊急性の有無を判断している。	○		
	⑤ 定期的にモニタリングを行っている。	○		
	⑥ 相談内容を分析し、各業務に活用している。	○		
	⑦ 委託センターと協議しつつ、委託センターにおいて受けた相談事例の終結条件を定めている。	○		
	⑧ 委託センターにおける相談事例の分類方法を定めている。	○		
	⑨ 前年度1年間における委託センターの相談件数を把握している。	○		
	⑩ 前年度1年間に、委託センターからの相談事例に関する支援要請に対応した。	○		
	⑪ 委託センターが対応した家族介護者からの相談について、相談件数・相談内容を把握している。	○		
	⑫ 委託センターが、介護、子育て、障害等に関して複合的な課題を持つ世帯への相談に対応できるよう、市として取り組みを行っている	○		
(講評)				
<b>3. 権利擁護事業</b>				
(1)高齢者虐待への対応	① 高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れを整理し、委託センターと共有している。	○	B	-
	② 高齢者虐待防止法について市職員が理解している。	○		
	③ 高齢者虐待対応に関する書類を速やかに作成している。	○		
	④ 高齢者虐待対応マニュアルに沿って帳票を整備し、委託センターと協力して対応に当たっている。	○		
	⑤ チームで役割分担を行い、本人だけでなく養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を行う。	○		
	⑥ 虐待対応終了後の支援の評価や振り返りの機会を設けている。	○		
	⑦ 委託センターまたは市が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討している。	○		
	⑧ 虐待防止と早期発見に繋げるために啓発を実施している。	○		

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
(2)消費者被害の早期発見と防止	① 職員が消費者被害の動向に関して理解している。	○	B	-
	② 消費生活センターや警察等と連携できる体制を整えている。	○		
	③ 消費生活に関する相談窓口及び警察に対して、委託センターとの連携についての協力依頼を行っている。	○		
(3)成年後見制度の活用と普及啓発	① 成年後見制度について職員が理解し、説明できる。	○	B	-
	② 成年後見制度の市長申立てに関する判断基準を委託センターと共有している。	○		
	③ 高齢者の判断能力や生活状況を把握し、制度を利用する必要があるかどうかを判断している。	○		
	④ 制度について普及啓発活動をしている。	○		
(講評)				
4. 包括的・継続的ケアマネジメント事業				
(1)包括的・継続的なケア体制の構築業務	① 日常生活圏域ごとの居宅介護支援事業所のデータを把握し、委託センターに情報提供している。	○	A	-
	② 介護支援専門員を対象に、包括的・継続的ケアマネジメントを行うための課題や支援などに関するアンケートや意見収集等を行い、委託センターに情報提供を行っている。	○		
	③ 地域の関係機関と連携して、意見交換会や研修会、事例検討会等を行っている。	○		
	④ 医療機関や介護事業所等を把握し、連携体制が得られやすいような働きかけを行っている。	○		
	⑤ 地域の保健・医療・福祉サービス(インフォーマルサービス含む)に関する情報収集を行い、地域や関係機関への情報提供を行っている。	○		
(2)地域における介護支援専門員のネットワーク形成業務	① 委託センターと協議の上、委託センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成している。	○	A	-
	② 地域の介護支援専門員の実践力向上を図ることなどを目的とした、地域ケア会議や事例検討等を行うことができるように、委託センター職員を対象とした研修会を開催している。	○		
	③ 介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けている。	○		
	④ 地域の介護支援専門員のニーズを把握する機会を設け、介護支援専門員相互の理解や情報交換、意見交換の場を設定している。	○		
	⑤ 主任介護支援専門員と協働した地域の課題解決の取り組みを行っている。	○		
(3)個別相談業務	① 介護支援専門員に対して居宅(介護予防)・施設サービス計画の作成技術・ケアマネジメントの指導、サービス調整への助言、サービス担当者会議の開催支援、社会資源の紹介等、個別相談による支援を行っている。	○	A	-
	② 介護支援専門員が相談しやすい環境・体制整備を行っている。	○		
	③ 各委託センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握している。	○		
	④ 個別相談業務を通じて、地域の介護支援専門員が抱える課題の把握を行っている。	○		
(4)支援困難事例等への助言・相談業務	① 支援困難事例について市内の各専門職や地域関係者、関係機関と連携し、指導助言等を行っている。	○	A	-
	② 必要に応じて個別ケース会議等に参加し、本人の自立支援に資するケアマネジメント支援、多職種連携によるネットワーク構築を行っている。	○		
(講評)				

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
5. 包括的支援事業(社会保障充実分)				
(1)在宅医療・介護連携推進事業	① 地域の医療・介護関係者などからの相談受付を行っている。 ② 必要に応じて、本人・家族の要望を踏まえた、地域の社会資源の紹介を行う。 ③ 医療関係者と委託センターの合同の事例検討会の開催または開催支援を行っている。 ④ 医療関係者と委託センターの合同の講演会・勉強会等の開催または開催支援を行っている。 ⑤ 医療・介護関係者の研修会の開催又は開催支援を行っている。 ⑥ 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口と委託センターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っている。 ⑦ 地域住民の在宅医療・介護の理解を促進するために講座等の開催、又は開催支援をし、普及啓発を行っている。	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	A	-
(2)生活支援体制整備事業	① 地域住民等多様な事業主体との意見交換会や生活支援体制整備推進会議等を実施している。 ② 地域づくりや高齢者の社会参加を推進するため、高齢者を含めた地域住民に対し、幅広く普及啓発を行っている。 ③ 体制整備に向けて、事業の推進に努めている。 ④ 生活支援コーディネーターや協議体とセンターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っている。	○ ○ ○ ○	A	-
(3)認知症総合支援事業	① 認知症サポーター養成講座や認知症高齢者声かけ模擬訓練を実施している。 ② 認知症の人を支えるため、認知症ケアパスを地域住民や関係機関が有効に活用出来るよう普及に努めている。 ③ 関係機関や地域とのネットワーク形成及び連携を促進し、地域における認知症の人の見守り体制の構築・強化を行っている。 ④ 「認知症カフェ」等の開設又は支援協力をを行い認知症の人や介護している家族への支援を行っている。 ⑤ 地域住民や関係機関等に対し、認知症初期集中支援チームの役割や機能について普及啓発の取り組みを行っている。 ⑥ 認知症初期集中支援チームと委託センターの連携・調整が図られるよう、連携会議の開催や情報共有の仕組みづくりなどの支援を行っている。	○ ○ ○ ○ ○ ○	B	-
(4)地域ケア会議推進事業	① 地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定し、委託センターに示している。 ② 地域の医療・介護・福祉等の関係者に、策定した地域ケア会議の開催計画を周知している。 ③ 委託センター主催の地域ケア会議の運営方法や、市主催の地域ケア会議との連携に関する方針を策定し、委託センターに対して周知している。 ④ 地域ケア会議と他事業の連携のために取り組みをしている。 ⑤ 支援が困難な高齢者等の個別ケースの検討を行い、出来る限り多くの介護支援専門員の資質向上の場となるように、2か月に1回以上、圏域別ケア会議を開催もしくは開催支援を行っている。 ⑥ 委託センター主催の個別事例について検討する地域ケア会議に参加している。 ⑦ 地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じている。 ⑧ 委託センターと協力し、地域ケア会議における個人情報の取扱方針を定め、センターに示すとともに、市が主催する地域ケア会議で対応している。 ⑨ 地域ケア会議の議事録や検討事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じている。 ⑩ 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行している。 ⑪ 生活援助の訪問回数が多いケアプラン(生活援助中心のケアプラン)の地域ケア会議等での検証について実施体制を確保している。 ⑫ 委託センター主催の地域課題に関して検討する地域ケア会議に参加している。 ⑬ 委託センター主催の地域ケア会議で検討された内容を把握している。 ⑭ 委託センター主催及び市主催も含めた、地域ケア会議の検討内容をとりまとめて、住民向けに公表している。 ⑮ 地域ケア会議において複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言している。	○ ○	A	-
(講評)				

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
6. 介護予防ケアマネジメント事業(第1号介護予防支援事業)及び指定介護予防支援事業				
(1)適切な介護予防ケアマネジメントの実施	① 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関する市の基本方針を定め、委託センターに周知している。 ② 委託センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源に関する情報を提供している。 ③ 利用者のセルフマネジメントを推進するため、介護予防手帳などの支援の手法を定め、委託センターに示している。 ④ 窓口に相談にきた高齢者に対し、総合事業の目的、内容、サービスメニュー及び手続き方法について十分な説明を行っている。 ⑤ 介護予防ケアマネジメントに関する様式が統一されている。 ⑥ 介護予防・生活支援サービスの実施状況を把握している。 ⑦ 自立支援に向けたプラン作成及びサービス利用の提案を行っている。 ⑧ 要支援者及び事業対象者の個人情報共有されることについて、十分な説明を行い、同意を得ている。	○	○	A
(2)公正・中立性の確保	① 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定について、公平性・中立性確保のための指針を作成し、委託センターに明示している。 ② 委託先一覧表を作っている。 ③ 委託に関する内規等を整備している。 ④ 委託基準に照らし合わせ特定の事業所に偏りが無いようにしている。 ⑤ 事業者の選定が公正中立に行われるよう意識している。	○	○	A
(3)適切な業務の実施	① 職員の担当件数は偏りがなく、適正な件数となっている。 ② 進捗管理表を作って管理している。 ③ 適切に計画が作成されているか内容の確認をしている。 ④ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際のセンターの関与について、市の指針を委託センターに対して明示している。 ⑤ 自立支援に向けたプラン作成が行えるよう助言している。 ⑥ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援における委託センターの人員体制と実施件数を把握している。	○	○	A
(講評)				

圏域の特性・課題を踏まえた令和5年度の重点項目	クイックケア会議や地域ケア会議の開催にあたり、多職種が連携できるよう広報・説明を行います。民生委員との関係性の構築に加え、介護支援専門員と民生委員との連携が出来るように支援していきます。地域に出向き、広報・相談・支援を行います。
令和5年度重点項目の達成状況及び改善点	地域ケア会議は4回の開催で、医療職や福祉職等が延124名が参加した。クイック会議では、33回延181名の参加があったが、民生委員や地域の方の参加が少なく、地域を巻き込むことは出来なかった。令和5年度は民生委員の約半数が変更となったため、改めて民生委員へ広報や、介護支援専門員との連携調整を行った。また、介護予防を目的に地域の医療・福祉関係者に協力を仰ぎ「健康教室」を3回開催し、延66名の参加があった。
圏域の特性・課題を踏まえた令和6年度の重点項目	職員の入れ替えもあり、情報の伝達や引継ぎ等を過不足なく行うとともに、総合相談支援において、関係機関だけではなく、地域住民を巻き込んだ支援を行う。フレイルサポート教室や健康教室を定期開催、介護予防に重点を置き、支援を行う。お元気訪問で、介護予防について広報し、必要時には定期訪問を実施していく。

A: 評価指標や仕様書で定められた業務の実施状況が優れている、又は独自の取組がなされている B: 評価指標や仕様書で定められた業務ができている

C: 評価指標や仕様書で定められた業務の一部にできていない事項がある D: 評価指標や仕様書で定められた業務ができている E: 評価指標や仕様書で定められた業務の該当がなかった

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
<b>1. 運営体制</b>				
(1)年間活動	① 市が定める運営方針の内容に沿って、センター独自の事業計画を策定している。	○	B	B
	② 事業計画の策定に当たって、市と協議し、市から受けた指摘がある場合、これを反映している。	○		
	③ 市から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けている。	○		
	④ 把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定している。	○		
	⑤ センター全職員で計画作成に参画し、共通理解を図っている。	○		
	⑥ 市の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られている。	○		
	⑦ センターの取組における重点項目を達成できた。	○		
	⑧ 市が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席している。	○		
	⑨ 市から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されている。	○		
(2)職員配置	① 3職種を配置している。	○	B	B
(3)3職種の連携・チームアプローチ	① ミーティング等を計画的に開催し、情報共有している。	○	B	B
	② 主担当者が不在の場合も対応できるように相談記録等の情報が適切に保管・管理できている。	○		

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
(4)職員の資質向上	① 研修(外部)への参加機会を確保している。	○	B	B
	② 研修成果をセンター内で報告し共有する機会を設けている。	○		
	③ センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施している。	○		
(5)個人情報保護	① 関係法令をセンター全職員が理解している。	○	B	B
	② 個人情報を含む書類等が適切に管理されている。	○		
	③ 個人情報保護に関する市の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備している。	○		
	④ 個人情報が漏えいした場合の対応など、市から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知している。	○		
	⑤ 個人情報保護に関する責任者(常勤)を配置している。	○		
	⑥ 個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っている。	○		
	⑦ 相談者のプライバシー確保に関する市の方針に沿って、プライバシーが確保される環境を整備している。	○		
(6)苦情対応	① マニュアルが整備されている。	○	B	B
	② 市の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録している。	○		
	③ 苦情の内容と対処についてセンター内で共有し、再発防止に努めている。	○		
	④ 市および法人に報告している。	○		
	⑤ センターが受けた介護サービスに関する相談について、市に対して報告や協議を行う仕組みが設けられている。	○		
(7)24時間体制の確保	① 夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知している。	○	B	B
	② 平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知している。	○		
	③ 対応マニュアルが整備されている。	○		
(8)公正・中立性の確保	① 職員がセンターは公正・中立でなければならないことを理解している。	○	B	B
	② 個別支援にあたり、サービスが特定事業者に偏らないよう配慮している。	○		
(9)報告・届出書等	① 事業報告書等を期日までに提出している。	○	B	B
	② 職員の変更等があった際には、速やかに変更届を提出している。	○		
(10)会議などへの開催及び出席	① 地域包括支援センター運営協議会等の市が参加を要請する会議等に参加している。	○	B	B
(11)建物設備等	① 地域住民に分かりやすいよう看板や案内表示が掲示されている。	○	B	B
	② 高齢者に配慮した事務所の配置、構造となっている。	○		
	③ 受付カウンターを設置や専用の事務室等、センターの環境を整えている。	○		
	④ 機械警備や施錠できる保管庫を設置し、セキュリティが確保されている。	○		
	⑤ 利用者専用の駐車スペースが必要数確保されている。	○		
	⑥ 事務機器、通信機器が整備されている。	○		
(講評)				

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
<b>2. 総合相談支援事業</b>				
(1)地域におけるネットワーク構築業務	① バンフレットの配布など、センターの周知を行っている。	○	A	A
	② 関係機関の会議等に参加している。	○		
	③ 独自のネットワーク作りを行っている。	○		
	④ 既存のネットワークが効果的に機能できるよう維持・改善に努めている。	○		
(2)実態把握業務	① 高齢者の集まる地域活動等へ参加し、情報収集を行っている。	○	B	B
	② 積極的に戸別訪問等を実施している。	○		
	③ 地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理している。	○		
(3)総合相談業務	① ワンストップ相談窓口として適切なサービス・機関を紹介できる体制を整えている。	○	B	B
	② 相談には速やかに対応し、信頼関係の構築に努めている。	○		
	③ 介護保険や在宅福祉サービス利用申請等の支援を行っている。	○		
	④ 的確に状況を把握し、緊急性の有無を判断している。	○		
	⑤ 定期的にモニタリングを行っている。	○		
	⑥ 相談内容を分析し、各業務に活用している。	○		
	⑦ 相談事例の終結条件を、市と共有している。	○		
	⑧ 相談事例の分類方法を、市と共有している。	○		
	⑨ 前年度1年間の相談件数を市に報告している。	○		
	⑩ 前年度1年間に、相談事例解決のために、市への支援を要請し、その要請に対し市からの支援があった。	○		
	⑪ 家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめている。	○		
	⑫ 介護、子育て、障がい等、複合的な課題を持つ世帯への相談対応を行っている。	○		
(講評)				
<b>3. 権利擁護事業</b>				
(1)高齢者虐待への対応	① 高齢者虐待防止法についてセンター職員が理解している。	○	B	B
	② 高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市と共有している。	○		
	③ 高齢者虐待対応マニュアルに沿って帳票を整備し、市と協力して対応に当たっている。	○		
	④ チームで役割分担を行い、本人だけでなく養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を行う。	○		
	⑤ 虐待対応終了後の支援の評価や振り返りの機会を設けている。	○		
	⑥ センターまたは市が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討している。	○		
	⑦ 虐待防止と早期発見に繋げるために啓発を実施している。	○		

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
(2)消費者被害の早期発見と防止	① 消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応している。	○	B	B
	② 消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っている。	○		
	③ 地域の高齢者や関係機関に消費者被害に関する啓発を実施している。	○		
(3)成年後見制度の活用と普及啓発	① 成年後見制度の市長申し立てに関する判断基準が、市から共有されている。	○	B	B
	② 高齢者の判断能力や生活状況を把握し、相談に適切に対応し、市や関係機関と連携して支援を行っている。	○		
(講評)				
4. 包括的・継続的ケアマネジメント事業				
(1)包括的・継続的なケア体制の構築業務	① 介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市からの情報提供や、市による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催している。	○	B	A
	② 医療機関や介護事業所等を把握し、連携体制が得られやすいような働きかけを行っている。	○		
	③ 担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握している。	○		
	④ 地域の保健・医療・福祉サービス(インフォーマルサービス含む)に関する情報収集を行い、地域や関係機関への情報提供を行っている。	○		
	⑤ 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催している。	○		
(2)地域における介護支援専門員のネットワーク形成業務	① 介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示している。	○	B	B
	② 担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けている。	○		
(3)個別相談業務	① 介護支援専門員に対して居宅(介護予防)・施設サービス計画の作成技術・ケアマネジメントの指導、サービス調整への助言、サービス担当者会議の開催支援、社会資源の紹介等、個別相談による支援を行っている。	○	B	B
	② 介護支援専門員が相談しやすい環境・体制整備を行っている。	○		
	③ 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握している。	○		
(4)支援困難事例等への助言・相談業務	① 支援困難事例についてセンター内の各専門職や地域関係者、関係機関と連携し、指導助言等を行っている。	○	A	A
	② 必要に応じて個別ケース会議等を開催し、本人の自立支援に資するケアマネジメント支援、多職種連携によるネットワーク構築を行っている。	○		
(講評)				

評価項目		評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
5. 包括的支援事業(社会保障充実分)					
(1)在宅医療・介護連携推進事業	①	地域の医療・介護関係者などからの相談受付を行っている。	○	A	A
	②	必要に応じて、退院の際の地域の医療・介護関係者の連携の調整、本人・家族の要望を踏まえた、地域の社会資源の紹介を行う。	○		
	③	医療関係者と合同の事例検討会に参加している。	○		
	④	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加している。	○		
	⑤	医療・介護関係者の研修会の開催又は開催支援を行っている。また、市が開催する研修に積極的に協力・参加をしている。	○		
	⑥	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っている。	○		
	⑦	地域住民の在宅医療・介護の理解を促進するために講座等の開催、又は開催支援をし、普及啓発を行っている。	○		
(2)生活支援体制整備事業	①	地域住民等多様な事業主体との意見交換会や生活支援体制整備推進会議等へ積極的に参加している。	○	A	A
	②	地域づくりや高齢者の社会参加を推進するため、高齢者を含めた地域住民に対し、幅広く普及啓発を行っている。	○		
	③	体制整備に向けて、市と協議して事業の推進に努めている。	○		
	④	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしている。	○		
(3)認知症総合支援事業	①	認知症サポーター養成講座や認知症高齢者声かけ模擬訓練の協力を行っている。	○	B	B
	②	認知症の人を支えるため、認知症ケアパスを地域住民や関係機関が有効に活用出来るよう普及に努めている。	○		
	③	関係機関や地域とのネットワーク形成及び連携を促進し、地域における認知症の人の見守り体制の構築・強化を行っている。	○		
	④	「認知症カフェ」等の開設又は支援協力をし認知症の人や介護している家族への支援を行っている。	○		
	⑤	地域住民や関係機関等に対し、認知症初期集中支援チームの役割や機能について普及啓発の取り組みを行っている。	○		
	⑥	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っている。	○		
(4)地域ケア会議推進事業	①	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市から示されている。	○	B	B
	②	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知している。	○		
	③	市と協力して支援が困難な高齢者等の個別ケースの検討を行い、出来る限り多くの介護支援専門員の資質向上の場となるように、2か月に1回以上、圏域別ケア会議を開催もしくは開催支援を行っている。	○		
	④	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討している。	○		
	⑤	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じている。	○		
	⑥	市から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応している。	○		
	⑦	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有している。	○		
	⑧	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしている。	○		
	⑨	センター主催の地域ケア会議において、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域課題に関して検討している。	○		
	⑩	センターの主催により、地域づくり・資源開発もしくは政策の形成の機能を持つ、地域課題を検討する地域ケア会議を開催している。	○		
	⑪	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市に報告している。	○		
(講評)					

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
6. 介護予防ケアマネジメント事業(第1号介護予防支援事業)及び指定介護予防支援事業				
(1)適切な介護予防ケアマネジメントの実施	① 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知している。	○	B	B
	② 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがある。	○		
	③ 利用者のセルフマネジメントを推進するため、市から示された支援の手法を活用している。	○		
	④ 窓口相談にきた高齢者に対し、総合事業の目的、内容、サービスメニュー及び手続き方法について十分な説明を行っている。	○		
	⑤ 国及び市から示された介護予防ケアマネジメントに関する様式を使用している。	○		
	⑥ 自立支援に向けたプラン作成及びサービス利用の提案を行っている。	○		
	⑦ 要支援者及び事業対象者の個人情報共有されることについて、十分な説明を行い、同意を得ている。	○		
(2)公正・中立性の確保	① 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市から示されている。	○	B	B
	② 委託先一覧表を作っている。	○		
	③ 委託に関する内規等を整備している。	○		
	④ 委託基準に照らし合わせ特定の事業所に偏りが無いようにしている。	○		
(3)適切な業務の実施	① 職員の担当件数は偏りがなく、適正な件数となっている。	○	B	B
	② 進捗管理表を作って管理している。	○		
	③ 適切に計画が作成されているか内容の確認をしている。	○		
	④ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っている。	○		
(講評)				

圏域の特性・課題を踏まえた令和5年度の重点項目	寄せられる相談に対しては、専門職の特性を活かした対応を行いながら、地域関係者や関係機関との連携と協働を心がけ、問題が重度化する前に支援が届くような仕組みを目指します。各課との連携と同様に、法人内の連携も一層深め、成年後見制度の利用促進や、生活支援体制整備事業においても、包括支援センターの役割を果たします。
令和5年度重点項目の達成状況及び改善点	市役所の関係各課と協力し、より早い段階に支援の手が届くように対応できました。成年後見制度の利用促進についても、市や成年後見センターと協力して支援を進めることができました。ICTの利活用により、成年後見センターと物理的距離を縮め、効率的に対応することもできました。生活支援体制整備事業については、包括支援センターの役割をもう一度整理した上で、次年度の業務に繋げていきます。
圏域の特性・課題を踏まえた令和6年度の重点項目	高齢化率が高く、生活環境も様々な地域にあり、寄せられる相談も多様であります。地域の課題を、住民自らが解決に向ける仕組みづくりについても、状況の把握や課題抽出を行い、個別支援に繋がるような働きかけを行います。専門職の特性を活かした相談支援を行い、権利擁護の観点からも、住民に対して、制度の理解と利用促進に繋がる支援を行い、法人内の連携を深めます。

A: 評価指標や仕様書で定められた業務の実施状況が優れている、又は独自の取組がなされている B: 評価指標や仕様書で定められた業務ができている

C: 評価指標や仕様書で定められた業務の一部にできていない事項がある D: 評価指標や仕様書で定められた業務ができていない -: 評価指標や仕様書で定められた業務の該当がなかった

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
<b>1. 運営体制</b>				
(1)年間活動	① 市が定める運営方針の内容に沿って、センター独自の事業計画を策定している。	○	B	B
	② 事業計画の策定に当たって、市と協議し、市から受けた指摘がある場合、これを反映している。	○		
	③ 市から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けている。	○		
	④ 把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定している。	○		
	⑤ センター全職員で計画作成に参画し、共通理解を図っている。	○		
	⑥ 市の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られている。	○		
	⑦ センターの取組における重点項目を達成できた。	○		
	⑧ 市が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席している。	○		
	⑨ 市から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されている。	○		
(2)職員配置	① 3職種を配置している。	○	B	B
(3)3職種の連携・チームアプローチ	① ミーティング等を計画的に開催し、情報共有している。	○	B	B
	② 主担当者が不在の場合も対応できるように相談記録等の情報が適切に保管・管理できている。	○		

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
(4)職員の資質向上	① 研修(外部)への参加機会を確保している。	○	B	B
	② 研修成果をセンター内で報告し共有する機会を設けている。	○		
	③ センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施している。	○		
(5)個人情報保護	① 関係法令をセンター全職員が理解している。	○	B	B
	② 個人情報を含む書類等が適切に管理されている。	○		
	③ 個人情報保護に関する市の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備している。	○		
	④ 個人情報が漏えいした場合の対応など、市から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知している。	○		
	⑤ 個人情報保護に関する責任者(常勤)を配置している。	○		
	⑥ 個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っている。	○		
	⑦ 相談者のプライバシー確保に関する市の方針に沿って、プライバシーが確保される環境を整備している。	○		
(6)苦情対応	① マニュアルが整備されている。	○	B	B
	② 市の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録している。	○		
	③ 苦情の内容と対処についてセンター内で共有し、再発防止に努めている。	○		
	④ 市および法人に報告している。	○		
	⑤ センターが受けた介護サービスに関する相談について、市に対して報告や協議を行う仕組みが設けられている。	○		
(7)24時間体制の確保	① 夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知している。	○	B	B
	② 平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知している。	○		
	③ 対応マニュアルが整備されている。	○		
(8)公正・中立性の確保	① 職員がセンターは公正・中立でなければならないことを理解している。	○	B	B
	② 個別支援にあたり、サービスが特定事業者に偏らないよう配慮している。	○		
(9)報告・届出書等	① 事業報告書等を期日までに提出している。	○	B	B
	② 職員の変更等があった際には、速やかに変更届を提出している。	○		
(10)会議などへの開催及び出席	① 地域包括支援センター運営協議会等の市が参加を要請する会議等に参加している。	○	B	B
(11)建物設備等	① 地域住民に分かりやすいよう看板や案内表示が掲示されている。	○	B	B
	② 高齢者に配慮した事務所の配置、構造となっている。	○		
	③ 受付カウンターを設置や専用の事務室等、センターの環境を整えている。	○		
	④ 機械警備や施錠できる保管庫を設置し、セキュリティが確保されている。	○		
	⑤ 利用者専用の駐車スペースが必要数確保されている。	○		
	⑥ 事務機器、通信機器が整備されている。	○		
(講評)				

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
<b>2. 総合相談支援事業</b>				
(1)地域におけるネットワーク構築業務	① パンフレットの配布など、センターの周知を行っている。	○	A	A
	② 関係機関の会議等に参加している。	○		
	③ 独自のネットワーク作りを行っている。	○		
	④ 既存のネットワークが効果的に機能できるよう維持・改善に努めている。	○		
(2)実態把握業務	① 高齢者の集まる地域活動等へ参加し、情報収集を行っている。	○	B	B
	② 積極的に戸別訪問等を実施している。	○		
	③ 地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理している。	○		
(3)総合相談業務	① ワンストップ相談窓口として適切なサービス・機関を紹介できる体制を整えている。	○	B	B
	② 相談には速やかに対応し、信頼関係の構築に努めている。	○		
	③ 介護保険や在宅福祉サービス利用申請等の支援を行っている。	○		
	④ 的確に状況を把握し、緊急性の有無を判断している。	○		
	⑤ 定期的にモニタリングを行っている。	○		
	⑥ 相談内容を分析し、各業務に活用している。	○		
	⑦ 相談事例の終結条件を、市と共有している。	○		
	⑧ 相談事例の分類方法を、市と共有している。	○		
	⑨ 前年度1年間の相談件数を市に報告している。	○		
	⑩ 前年度1年間に、相談事例解決のために、市への支援を要請し、その要請に対し市からの支援があった。	○		
	⑪ 家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめている。	○		
	⑫ 介護、子育て、障がい等、複合的な課題を持つ世帯への相談対応を行っている。	○		
(講評)				
<b>3. 権利擁護事業</b>				
(1)高齢者虐待への対応	① 高齢者虐待防止法についてセンター職員が理解している。	○	B	B
	② 高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市と共有している。	○		
	③ 高齢者虐待対応マニュアルに沿って帳票を整備し、市と協力して対応に当たっている。	○		
	④ チームで役割分担を行い、本人だけでなく養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を行う。	○		
	⑤ 虐待対応終了後の支援の評価や振り返りの機会を設けている。	○		
	⑥ センターまたは市が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討している。	○		
	⑦ 虐待防止と早期発見に繋げるために啓発を実施している。	○		

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
(2)消費者被害の早期発見と防止	① 消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応している。	○	B	B
	② 消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っている。	○		
	③ 地域の高齢者や関係機関に消費者被害に関する啓発を実施している。	○		
(3)成年後見制度の活用と普及啓発	① 成年後見制度の市長申し立てに関する判断基準が、市から共有されている。	○	A	A
	② 高齢者の判断能力や生活状況を把握し、相談に適切に対応し、市や関係機関と連携して支援を行っている。	○		
(講評)				
4. 包括的・継続的ケアマネジメント事業				
(1)包括的・継続的なケア体制の構築業務	① 介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市からの情報提供や、市による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催している。	○	B	B
	② 医療機関や介護事業所等を把握し、連携体制が得られやすいような働きかけを行っている。	○		
	③ 担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握している。	○		
	④ 地域の保健・医療・福祉サービス(インフォーマルサービス含む)に関する情報収集を行い、地域や関係機関への情報提供を行っている。	○		
	⑤ 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催している。	○		
(2)地域における介護支援専門員のネットワーク形成業務	① 介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示している。	○	B	B
	② 担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けている。	○		
(3)個別相談業務	① 介護支援専門員に対して居宅(介護予防)・施設サービス計画の作成技術・ケアマネジメントの指導、サービス調整への助言、サービス担当者会議の開催支援、社会資源の紹介等、個別相談による支援を行っている。	○	B	B
	② 介護支援専門員が相談しやすい環境・体制整備を行っている。	○		
	③ 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握している。	○		
(4)支援困難事例等への助言・相談業務	① 支援困難事例についてセンター内の各専門職や地域関係者、関係機関と連携し、指導助言等を行っている。	○	B	B
	② 必要に応じて個別ケース会議等を開催し、本人の自立支援に資するケアマネジメント支援、多職種連携によるネットワーク構築を行っている。	○		
(講評)				

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
5. 包括的支援事業(社会保障充実分)				
(1)在宅医療・介護連携推進事業	① 地域の医療・介護関係者などからの相談受付を行っている。 ② 必要に応じて、退院の際の地域の医療・介護関係者の連携の調整、本人・家族の要望を踏まえた、地域の社会資源の紹介を行う。 ③ 医療関係者と合同の事例検討会に参加している。 ④ 医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加している。 ⑤ 医療・介護関係者の研修会の開催又は開催支援を行っている。また、市が開催する研修に積極的に協力・参加をしている。 ⑥ 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っている。 ⑦ 地域住民の在宅医療・介護の理解を促進するために講座等の開催、又は開催支援をし、普及啓発を行っている。	○	B	B
(2)生活支援体制整備事業	① 地域住民等多様な事業主体との意見交換会や生活支援体制整備推進会議等へ積極的に参加している。 ② 地域づくりや高齢者の社会参加を推進するため、高齢者を含めた地域住民に対し、幅広く普及啓発を行っている。 ③ 体制整備に向けて、市と協議して事業の推進に努めている。 ④ 生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしている。	○	B	B
(3)認知症総合支援事業	① 認知症サポーター養成講座や認知症高齢者声かけ模擬訓練の協力を行っている。 ② 認知症の人を支えるため、認知症ケアパスを地域住民や関係機関が有効に活用出来るよう普及に努めている。 ③ 関係機関や地域とのネットワーク形成及び連携を促進し、地域における認知症の人の見守り体制の構築・強化を行っている。 ④ 「認知症カフェ」等の開設又は支援協力をし認知症の人や介護している家族への支援を行っている。 ⑤ 地域住民や関係機関等に対し、認知症初期集中支援チームの役割や機能について普及啓発の取り組みを行っている。 ⑥ 認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っている。	○	B	B
(4)地域ケア会議推進事業	① 地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市から示されている。 ② センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知している。 ③ 市と協力して支援が困難な高齢者等の個別ケースの検討を行い、出来る限り多くの介護支援専門員の資質向上の場となるように、2か月に1回以上、圏域別ケア会議を開催もしくは開催支援を行っている。 ④ センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討している。 ⑤ センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じている。 ⑥ 市から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応している。 ⑦ センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有している。 ⑧ 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしている。 ⑨ センター主催の地域ケア会議において、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域課題に関して検討している。 ⑩ センターの主催により、地域づくり・資源開発もしくは政策の形成の機能を持つ、地域課題を検討する地域ケア会議を開催している。 ⑪ センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市に報告している。	○	B	B
(講評)				

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
6. 介護予防ケアマネジメント事業(第1号介護予防支援事業)及び指定介護予防支援事業				
(1)適切な介護予防ケアマネジメントの実施	① 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知している。	○	B	B
	② 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがある。	○		
	③ 利用者のセルフマネジメントを推進するため、市から示された支援の手法を活用している。	○		
	④ 窓口に相談にきた高齢者に対し、総合事業の目的、内容、サービスメニュー及び手続き方法について十分な説明を行っている。	○		
	⑤ 国及び市から示された介護予防ケアマネジメントに関する様式を使用している。	○		
	⑥ 自立支援に向けたプラン作成及びサービス利用の提案を行っている。	○		
	⑦ 要支援者及び事業対象者の個人情報共有されることについて、十分な説明を行い、同意を得ている。	○		
(2)公正・中立性の確保	① 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市から示されている。	○	B	B
	② 委託先一覧表を作っている。	○		
	③ 委託に関する内規等を整備している。	○		
	④ 委託基準に照らし合わせ特定の事業所に偏りが無いようにしている。	○		
(3)適切な業務の実施	① 職員の担当件数は偏りがなく、適正な件数となっている。	○	B	B
	② 進捗管理表を作って管理している。	○		
	③ 適切に計画が作成されているか内容の確認をしている。	○		
	④ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っている。	○		
(講評)				

圏域の特性・課題を踏まえた令和5年度の重点項目	地域の関係者や介護支援専門員、関係機関と連携を図りながら、専門性の高い総合相談支援ができるよう配慮し、市や他の委託地域包括支援センターとの協働を目指す。地域課題の解決に向けた取り組みを強化し、認知症カフェや介護予防実態把握訪問を通して地域の健康の維持・増進への支援を行う。
令和5年度重点項目の達成状況及び改善点	個別ケースの対応では関係者との連携を図り、解決のため積極的に取り組んだ。各関係機関との情報共有の機会を持ち、地域課題の抽出や解決策の検討に取り組んだ。介護予防実態把握訪問や認知症カフェで予防活動や居場所づくりに取り組んだ。専門職間での課題共有や住民・民生委員等への出前講座など情報発信の機会をより多くつくと良い。
圏域の特性・課題を踏まえた令和6年度の重点項目	総合相談支援において、多職種多機関との連携を強化し、迅速かつ専門性の高い対応をし、早期解決や地域課題への取り組みを実施する。認知症カフェや介護予防事業を積極的に実施し、地域住民の介護予防への取り組みが向上するような働きかけを進める。

A: 評価指標や仕様書で定められた業務の実施状況が優れている、又は独自の取組がなされている B: 評価指標や仕様書で定められた業務ができている  
 C: 評価指標や仕様書で定められた業務の一部にできていない事項がある D: 評価指標や仕様書で定められた業務ができていない ー: 評価指標や仕様書で定められた業務の該当がなかった

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
<b>1. 運営体制</b>				
(1)年間活動	① 市が定める運営方針の内容に沿って、センター独自の事業計画を策定している。	○	B	B
	② 事業計画の策定に当たって、市と協議し、市から受けた指摘がある場合、これを反映している。	○		
	③ 市から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けている。	○		
	④ 把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定している。	○		
	⑤ センター全職員で計画作成に参画し、共通理解を図っている。	○		
	⑥ 市の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られている。	○		
	⑦ センターの取組における重点項目を達成できた。	○		
	⑧ 市が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席している。	○		
	⑨ 市から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されている。	○		
(2)職員配置	① 3職種を配置している。	○	B	B
(3)3職種の連携・チームアプローチ	① ミーティング等を計画的に開催し、情報共有している。	○	B	B
	② 主担当者が不在の場合も対応できるように相談記録等の情報が適切に保管・管理できている。	○		

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
(4)職員の資質向上	① 研修(外部)への参加機会を確保している。	○	B	B
	② 研修成果をセンター内で報告し共有する機会を設けている。	○		
	③ センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施している。	○		
(5)個人情報保護	① 関係法令をセンター全職員が理解している。	○	B	B
	② 個人情報を含む書類等が適切に管理されている。	○		
	③ 個人情報保護に関する市の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備している。	○		
	④ 個人情報が漏えいした場合の対応など、市から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知している。	○		
	⑤ 個人情報保護に関する責任者(常勤)を配置している。	○		
	⑥ 個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っている。	○		
	⑦ 相談者のプライバシー確保に関する市の方針に沿って、プライバシーが確保される環境を整備している。	○		
(6)苦情対応	① マニュアルが整備されている。	○	B	B
	② 市の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録している。	○		
	③ 苦情の内容と対処についてセンター内で共有し、再発防止に努めている。	○		
	④ 市および法人に報告している。	○		
	⑤ センターが受けた介護サービスに関する相談について、市に対して報告や協議を行う仕組みが設けられている。	○		
(7)24時間体制の確保	① 夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知している。	○	B	B
	② 平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知している。	○		
	③ 対応マニュアルが整備されている。	○		
(8)公正・中立性の確保	① 職員がセンターは公正・中立でなければならないことを理解している。	○	B	B
	② 個別支援にあたり、サービスが特定事業者に偏らないよう配慮している。	○		
(9)報告・届出書等	① 事業報告書等を期日までに提出している。	○	B	B
	② 職員の変更等があった際には、速やかに変更届を提出している。	○		
(10)会議などへの開催及び出席	① 地域包括支援センター運営協議会等の市が参加を要請する会議等に参加している。	○	B	B
(11)建物設備等	① 地域住民に分かりやすいよう看板や案内表示が掲示されている。	○	B	B
	② 高齢者に配慮した事務所の配置、構造となっている。	○		
	③ 受付カウンターを設置や専用の事務室等、センターの環境を整えている。	○		
	④ 機械警備や施錠できる保管庫を設置し、セキュリティが確保されている。	○		
	⑤ 利用者専用の駐車スペースが必要数確保されている。	○		
	⑥ 事務機器、通信機器が整備されている。	○		
(講評)				

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
<b>2. 総合相談支援事業</b>				
(1)地域におけるネットワーク構築業務	① パンフレットの配布など、センターの周知を行っている。	○	A	A
	② 関係機関の会議等に参加している。	○		
	③ 独自のネットワーク作りを行っている。	○		
	④ 既存のネットワークが効果的に機能できるよう維持・改善に努めている。	○		
(2)実態把握業務	① 高齢者の集まる地域活動等へ参加し、情報収集を行っている。	○	B	B
	② 積極的に戸別訪問等を実施している。	○		
	③ 地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理している。	○		
(3)総合相談業務	① ワンストップ相談窓口として適切なサービス・機関を紹介できる体制を整えている。	○	A	A
	② 相談には速やかに対応し、信頼関係の構築に努めている。	○		
	③ 介護保険や在宅福祉サービス利用申請等の支援を行っている。	○		
	④ 的確に状況を把握し、緊急性の有無を判断している。	○		
	⑤ 定期的にモニタリングを行っている。	○		
	⑥ 相談内容を分析し、各業務に活用している。	○		
	⑦ 相談事例の終結条件を、市と共有している。	○		
	⑧ 相談事例の分類方法を、市と共有している。	○		
	⑨ 前年度1年間の相談件数を市に報告している。	○		
	⑩ 前年度1年間に、相談事例解決のために、市への支援を要請し、その要請に対し市からの支援があった。	○		
	⑪ 家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめている。	○		
	⑫ 介護、子育て、障がい等、複合的な課題を持つ世帯への相談対応を行っている。	○		
(講評)				
<b>3. 権利擁護事業</b>				
(1)高齢者虐待への対応	① 高齢者虐待防止法についてセンター職員が理解している。	○	B	B
	② 高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市と共有している。	○		
	③ 高齢者虐待対応マニュアルに沿って帳票を整備し、市と協力して対応に当たっている。	○		
	④ チームで役割分担を行い、本人だけでなく養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を行う。	○		
	⑤ 虐待対応終了後の支援の評価や振り返りの機会を設けている。	○		
	⑥ センターまたは市が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討している。	○		
	⑦ 虐待防止と早期発見に繋げるために啓発を実施している。	○		

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
(2)消費者被害の早期発見と防止	① 消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応している。	○	B	B
	② 消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っている。	○		
	③ 地域の高齢者や関係機関に消費者被害に関する啓発を実施している。	○		
(3)成年後見制度の活用と普及啓発	① 成年後見制度の市長申し立てに関する判断基準が、市から共有されている。	○	B	B
	② 高齢者の判断能力や生活状況を把握し、相談に適切に対応し、市や関係機関と連携して支援を行っている。	○		
(講評)				
4. 包括的・継続的ケアマネジメント事業				
(1)包括的・継続的なケア体制の構築業務	① 介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市からの情報提供や、市による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催している。	○	B	A
	② 医療機関や介護事業所等を把握し、連携体制が得られやすいような働きかけを行っている。	○		
	③ 担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握している。	○		
	④ 地域の保健・医療・福祉サービス(インフォーマルサービス含む)に関する情報収集を行い、地域や関係機関への情報提供を行っている。	○		
	⑤ 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催している。	○		
(2)地域における介護支援専門員のネットワーク形成業務	① 介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示している。	○	B	B
	② 担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けている。	○		
(3)個別相談業務	① 介護支援専門員に対して居宅(介護予防)・施設サービス計画の作成技術・ケアマネジメントの指導、サービス調整への助言、サービス担当者会議の開催支援、社会資源の紹介等、個別相談による支援を行っている。	○	B	B
	② 介護支援専門員が相談しやすい環境・体制整備を行っている。	○		
	③ 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握している。	○		
(4)支援困難事例等への助言・相談業務	① 支援困難事例についてセンター内の各専門職や地域関係者、関係機関と連携し、指導助言等を行っている。	○	B	B
	② 必要に応じて個別ケース会議等を開催し、本人の自立支援に資するケアマネジメント支援、多職種連携によるネットワーク構築を行っている。	○		
(講評)				

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
5. 包括的支援事業(社会保障充実分)				
(1)在宅医療・介護連携推進事業	① 地域の医療・介護関係者などからの相談受付を行っている。	○	A	A
	② 必要に応じて、退院の際の地域の医療・介護関係者の連携の調整、本人・家族の要望を踏まえた、地域の社会資源の紹介を行う。	○		
	③ 医療関係者と合同の事例検討会に参加している。	○		
	④ 医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加している。	○		
	⑤ 医療・介護関係者の研修会の開催又は開催支援を行っている。また、市が開催する研修に積極的に協力・参加をしている。	○		
	⑥ 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っている。	○		
	⑦ 地域住民の在宅医療・介護の理解を促進するために講座等の開催、又は開催支援をし、普及啓発を行っている。	○		
(2)生活支援体制整備事業	① 地域住民等多様な事業主体との意見交換会や生活支援体制整備推進会議等へ積極的に参加している。	○	B	B
	② 地域づくりや高齢者の社会参加を推進するため、高齢者を含めた地域住民に対し、幅広く普及啓発を行っている。	○		
	③ 体制整備に向けて、市と協議して事業の推進に努めている。	○		
	④ 生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしている。	○		
(3)認知症総合支援事業	① 認知症サポーター養成講座や認知症高齢者声かけ模擬訓練の協力を行っている。	○	A	A
	② 認知症の人を支えるため、認知症ケアパスを地域住民や関係機関が有効に活用出来るよう普及に努めている。	○		
	③ 関係機関や地域とのネットワーク形成及び連携を促進し、地域における認知症の人の見守り体制の構築・強化を行っている。	○		
	④ 「認知症カフェ」等の開設又は支援協力をし認知症の人や介護している家族への支援を行っている。	○		
	⑤ 地域住民や関係機関等に対し、認知症初期集中支援チームの役割や機能について普及啓発の取り組みを行っている。	○		
	⑥ 認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っている。	○		
(4)地域ケア会議推進事業	① 地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市から示されている。	○	B	B
	② センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知している。	○		
	③ 市と協力して支援が困難な高齢者等の個別ケースの検討を行い、出来る限り多くの介護支援専門員の資質向上の場となるように、2か月に1回以上、圏域別ケア会議を開催もしくは開催支援を行っている。	○		
	④ センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討している。	○		
	⑤ センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じている。	○		
	⑥ 市から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応している。	○		
	⑦ センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有している。	○		
	⑧ 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしている。	○		
	⑨ センター主催の地域ケア会議において、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域課題に関して検討している。	○		
	⑩ センターの主催により、地域づくり・資源開発もしくは政策の形成の機能を持つ、地域課題を検討する地域ケア会議を開催している。	○		
	⑪ センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市に報告している。	○		
(講評)				

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
6. 介護予防ケアマネジメント事業(第1号介護予防支援事業)及び指定介護予防支援事業				
(1)適切な介護予防ケアマネジメントの実施	① 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知している。	○	B	B
	② 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがある。	○		
	③ 利用者のセルフマネジメントを推進するため、市から示された支援の手法を活用している。	○		
	④ 窓口相談にきた高齢者に対し、総合事業の目的、内容、サービスメニュー及び手続き方法について十分な説明を行っている。	○		
	⑤ 国及び市から示された介護予防ケアマネジメントに関する様式を使用している。	○		
	⑥ 自立支援に向けたプラン作成及びサービス利用の提案を行っている。	○		
	⑦ 要支援者及び事業対象者の個人情報共有されることについて、十分な説明を行い、同意を得ている。	○		
(2)公正・中立性の確保	① 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市から示されている。	○	B	B
	② 委託先一覧表を作っている。	○		
	③ 委託に関する内規等を整備している。	○		
	④ 委託基準に照らし合わせ特定の事業所に偏りが無いようにしている。	○		
(3)適切な業務の実施	① 職員の担当件数は偏りがなく、適正な件数となっている。	○	B	B
	② 進捗管理表を作って管理している。	○		
	③ 適切に計画が作成されているか内容の確認をしている。	○		
	④ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っている。	○		
(講評)				

圏域の特性・課題を踏まえた令和5年度の重点項目	相談内容の多様化、深刻化、重症化して表出した相談も多いことから市関係各課との連携や幅広い知識、実践力向上に努める。地域により認知症や介護への理解力がないことから出前講座などを通して、実情の把握を行い、市民への周知、必要な支援などにつなげることができるようにしていく。
令和5年度重点項目の達成状況及び改善点	当センターについて、地域・関係機関等へ自作ポスターを提示してもらうことで周知することができた。相談内容の多様化に対応するため、オンライン研修等を積極的に受講し、受講内容を内部で共有することで実践力向上に努めた。また、相談内容に応じて新たなネットワーク構築、連携が図れた。出前講座など地域に向くことで地域の実情や意見交換が行えた。地域に向くことができたが圏域全体で考えるとまだ一部のため、計画的に行えるようにしていく必要がある。
圏域の特性・課題を踏まえた令和6年度の重点項目	相談内容の多様化、深刻化、重症化して表出した相談も多いことから継続的に市関係各課や関係機関、民生委員やふれあい相談員との連携や幅広い知識、実践力向上に努める。地域により認知症や介護への理解力がないことから出前講座などを通して、実情の把握を行い、市民への周知、必要な相談先がわかるようにしていく。また、総合相談等市や他の委託地域包括支援センターとの連携・協働などにより、専門性の高い支援ができるように実践力の向上に努めていく。

A: 評価指標や仕様書で定められた業務の実施状況が優れている、又は独自の取組がなされている B: 評価指標や仕様書で定められた業務ができている  
 C: 評価指標や仕様書で定められた業務の一部にできていない事項がある D: 評価指標や仕様書で定められた業務ができている ー: 評価指標や仕様書で定められた業務の該当がなかった

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
<b>1. 運営体制</b>				
(1)年間活動	① 市が定める運営方針の内容に沿って、センター独自の事業計画を策定している。	○	B	B
	② 事業計画の策定に当たって、市と協議し、市から受けた指摘がある場合、これを反映している。	○		
	③ 市から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けている。	○		
	④ 把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定している。	○		
	⑤ センター全職員で計画作成に参画し、共通理解を図っている。	○		
	⑥ 市の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られている。	○		
	⑦ センターの取組における重点項目を達成できた。	○		
	⑧ 市が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席している。	○		
	⑨ 市から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されている。	○		
(2)職員配置	① 3職種を配置している。	○	B	B
(3)3職種の連携・チームアプローチ	① ミーティング等を計画的に開催し、情報共有している。	○	B	B
	② 主担当者が不在の場合も対応できるように相談記録等の情報が適切に保管・管理できている。	○		

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
(4)職員の資質向上	① 研修(外部)への参加機会を確保している。	○	B	B
	② 研修成果をセンター内で報告し共有する機会を設けている。	○		
	③ センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施している。	○		
(5)個人情報保護	① 関係法令をセンター全職員が理解している。	○	B	B
	② 個人情報を含む書類等が適切に管理されている。	○		
	③ 個人情報保護に関する市の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備している。	○		
	④ 個人情報が漏えいした場合の対応など、市から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知している。	○		
	⑤ 個人情報保護に関する責任者(常勤)を配置している。	○		
	⑥ 個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っている。	○		
	⑦ 相談者のプライバシー確保に関する市の方針に沿って、プライバシーが確保される環境を整備している。	○		
(6)苦情対応	① マニュアルが整備されている。	○	B	B
	② 市の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録している。	○		
	③ 苦情の内容と対処についてセンター内で共有し、再発防止に努めている。	○		
	④ 市および法人に報告している。	○		
	⑤ センターが受けた介護サービスに関する相談について、市に対して報告や協議を行う仕組みが設けられている。	○		
(7)24時間体制の確保	① 夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知している。	○	A	A
	② 平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知している。	○		
	③ 対応マニュアルが整備されている。	○		
(8)公正・中立性の確保	① 職員がセンターは公正・中立でなければならないことを理解している。	○	B	B
	② 個別支援にあたり、サービスが特定事業者に偏らないよう配慮している。	○		
(9)報告・届出書等	① 事業報告書等を期日までに提出している。	○	B	B
	② 職員の変更等があった際には、速やかに変更届を提出している。	○		
(10)会議などへの開催及び出席	① 地域包括支援センター運営協議会等の市が参加を要請する会議等に参加している。	○	B	B
(11)建物設備等	① 地域住民に分かりやすいよう看板や案内表示が掲示されている。	○	B	B
	② 高齢者に配慮した事務所の配置、構造となっている。	○		
	③ 受付カウンターを設置や専用の事務室等、センターの環境を整えている。	○		
	④ 機械警備や施錠できる保管庫を設置し、セキュリティが確保されている。	○		
	⑤ 利用者専用の駐車スペースが必要数確保されている。	○		
	⑥ 事務機器、通信機器が整備されている。	○		
(講評)				

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
<b>2. 総合相談支援事業</b>				
(1)地域におけるネットワーク構築業務	① パンフレットの配布など、センターの周知を行っている。	○	A	A
	② 関係機関の会議等に参加している。	○		
	③ 独自のネットワーク作りを行っている。	○		
	④ 既存のネットワークが効果的に機能できるよう維持・改善に努めている。	○		
(2)実態把握業務	① 高齢者の集まる地域活動等へ参加し、情報収集を行っている。	○	B	B
	② 積極的に戸別訪問等を実施している。	○		
	③ 地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理している。	○		
(3)総合相談業務	① ワンストップ相談窓口として適切なサービス・機関を紹介できる体制を整えている。	○	A	A
	② 相談には速やかに対応し、信頼関係の構築に努めている。	○		
	③ 介護保険や在宅福祉サービス利用申請等の支援を行っている。	○		
	④ 的確に状況を把握し、緊急性の有無を判断している。	○		
	⑤ 定期的にモニタリングを行っている。	○		
	⑥ 相談内容を分析し、各業務に活用している。	○		
	⑦ 相談事例の終結条件を、市と共有している。	○		
	⑧ 相談事例の分類方法を、市と共有している。	○		
	⑨ 前年度1年間の相談件数を市に報告している。	○		
	⑩ 前年度1年間に、相談事例解決のために、市への支援を要請し、その要請に対し市からの支援があった。	○		
	⑪ 家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめている。	○		
	⑫ 介護、子育て、障がい等、複合的な課題を持つ世帯への相談対応を行っている。	○		
(講評)				
<b>3. 権利擁護事業</b>				
(1)高齢者虐待への対応	① 高齢者虐待防止法についてセンター職員が理解している。	○	B	B
	② 高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市と共有している。	○		
	③ 高齢者虐待対応マニュアルに沿って帳票を整備し、市と協力して対応に当たっている。	○		
	④ チームで役割分担を行い、本人だけでなく養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を行う。	○		
	⑤ 虐待対応終了後の支援の評価や振り返りの機会を設けている。	○		
	⑥ センターまたは市が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討している。	○		
	⑦ 虐待防止と早期発見に繋げるために啓発を実施している。	○		

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
(2)消費者被害の早期発見と防止	① 消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応している。	○	B	B
	② 消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っている。	○		
	③ 地域の高齢者や関係機関に消費者被害に関する啓発を実施している。	○		
(3)成年後見制度の活用と普及啓発	① 成年後見制度の市長申し立てに関する判断基準が、市から共有されている。	○	B	B
	② 高齢者の判断能力や生活状況を把握し、相談に適切に対応し、市や関係機関と連携して支援を行っている。	○		
(講評)				
4. 包括的・継続的ケアマネジメント事業				
(1)包括的・継続的なケア体制の構築業務	① 介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市からの情報提供や、市による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催している。	○	B	B
	② 医療機関や介護事業所等を把握し、連携体制が得られやすいような働きかけを行っている。	○		
	③ 担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握している。	○		
	④ 地域の保健・医療・福祉サービス(インフォーマルサービス含む)に関する情報収集を行い、地域や関係機関への情報提供を行っている。	○		
	⑤ 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催している。	○		
(2)地域における介護支援専門員のネットワーク形成業務	① 介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示している。	○	B	B
	② 担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けている。	○		
(3)個別相談業務	① 介護支援専門員に対して居宅(介護予防)・施設サービス計画の作成技術・ケアマネジメントの指導、サービス調整への助言、サービス担当者会議の開催支援、社会資源の紹介等、個別相談による支援を行っている。	○	A	A
	② 介護支援専門員が相談しやすい環境・体制整備を行っている。	○		
	③ 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握している。	○		
(4)支援困難事例等への助言・相談業務	① 支援困難事例についてセンター内の各専門職や地域関係者、関係機関と連携し、指導助言等を行っている。	○	A	A
	② 必要に応じて個別ケース会議等を開催し、本人の自立支援に資するケアマネジメント支援、多職種連携によるネットワーク構築を行っている。	○		
(講評)				

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
5. 包括的支援事業(社会保障充実分)				
(1)在宅医療・介護連携推進事業	① 地域の医療・介護関係者などからの相談受付を行っている。 ② 必要に応じて、退院の際の地域の医療・介護関係者の連携の調整、本人・家族の要望を踏まえた、地域の社会資源の紹介を行う。 ③ 医療関係者と合同の事例検討会に参加している。 ④ 医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加している。 ⑤ 医療・介護関係者の研修会の開催又は開催支援を行っている。また、市が開催する研修に積極的に協力・参加をしている。 ⑥ 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っている。 ⑦ 地域住民の在宅医療・介護の理解を促進するために講座等の開催、又は開催支援をし、普及啓発を行っている。	○	○	B
(2)生活支援体制整備事業	① 地域住民等多様な事業主体との意見交換会や生活支援体制整備推進会議等へ積極的に参加している。 ② 地域づくりや高齢者の社会参加を推進するため、高齢者を含めた地域住民に対し、幅広く普及啓発を行っている。 ③ 体制整備に向けて、市と協議して事業の推進に努めている。 ④ 生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしている。	○	○	B
(3)認知症総合支援事業	① 認知症サポーター養成講座や認知症高齢者声かけ模擬訓練の協力を行っている。 ② 認知症の人を支えるため、認知症ケアパスを地域住民や関係機関が有効に活用出来るよう普及に努めている。 ③ 関係機関や地域とのネットワーク形成及び連携を促進し、地域における認知症の人の見守り体制の構築・強化を行っている。 ④ 「認知症カフェ」等の開設又は支援協力をし認知症の人や介護している家族への支援を行っている。 ⑤ 地域住民や関係機関等に対し、認知症初期集中支援チームの役割や機能について普及啓発の取り組みを行っている。 ⑥ 認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っている。	○	○	B
(4)地域ケア会議推進事業	① 地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市から示されている。 ② センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知している。 ③ 市と協力して支援が困難な高齢者等の個別ケースの検討を行い、出来る限り多くの介護支援専門員の資質向上の場となるように、2か月に1回以上、圏域別ケア会議を開催もしくは開催支援を行っている。 ④ センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討している。 ⑤ センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じている。 ⑥ 市から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応している。 ⑦ センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有している。 ⑧ 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしている。 ⑨ センター主催の地域ケア会議において、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域課題に関して検討している。 ⑩ センターの主催により、地域づくり・資源開発もしくは政策の形成の機能を持つ、地域課題を検討する地域ケア会議を開催している。 ⑪ センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市に報告している。	○	○	B
(講評)				

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
6. 介護予防ケアマネジメント事業(第1号介護予防支援事業)及び指定介護予防支援事業				
(1)適切な介護予防ケアマネジメントの実施	① 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知している。	○	B	B
	② 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがある。	○		
	③ 利用者のセルフマネジメントを推進するため、市から示された支援の手法を活用している。	○		
	④ 窓口に相談にきた高齢者に対し、総合事業の目的、内容、サービスメニュー及び手続き方法について十分な説明を行っている。	○		
	⑤ 国及び市から示された介護予防ケアマネジメントに関する様式を使用している。	○		
	⑥ 自立支援に向けたプラン作成及びサービス利用の提案を行っている。	○		
	⑦ 要支援者及び事業対象者の個人情報共有されることについて、十分な説明を行い、同意を得ている。	○		
(2)公正・中立性の確保	① 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市から示されている。	○	B	B
	② 委託先一覧表を作っている。	○		
	③ 委託に関する内規等を整備している。	○		
	④ 委託基準に照らし合わせ特定の事業所に偏りが無いようにしている。	○		
(3)適切な業務の実施	① 職員の担当件数は偏りがなく、適正な件数となっている。	○	B	B
	② 進捗管理表を作って管理している。	○		
	③ 適切に計画が作成されているか内容の確認をしている。	○		
	④ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っている。	○		
(講評)				

圏域の特性・課題を踏まえた令和5年度の重点項目	センターの周知度を高めるため、センター独自のチラシを配布したり、民生委員の集まりや支えあい会議等に積極的に参加したり、またこちらから出向いて地域住民との交流講座を開催できるように検討していく。更に介護支援専門員や対象者本人及び家族が抱える重層的な地域課題に対してクイック会議やピックアップケア会議で多職種と連携協働しているような知識や方法を持って今まで以上に迅速かつ臨機応変に対応できるように努める。
令和5年度重点項目の達成状況及び改善点	センターの周知については、独自のチラシの他に今年度からセンター通信の定期発行等の周知活動を実施した。今後も、地域性に合った周知方法を検討していく。また、重層的な課題を持つ方に対しては、市の関係各課、医療機関、民生委員等と連携協力し更なる対応をしていく。介護支援専門員等が抱える困難事例については、地域ケア会議や担当者会議等で多職種と連携し、支援方針を一緒に検討し対応した。
圏域の特性・課題を踏まえた令和6年度の重点項目	センターの更なる周知度認知を高めるため、センター独自のチラシや発行通信等を配布したり、引き続き民生委員の集まりや支え合い会議等に積極的に参加し、地域住民との交流である出前講座や地域性に合ったレジェンド研究セミナーを定期的に開催できるように検討していく。介護支援専門員や対象者ご本人及び家族等が抱える重層的な地域課題については、クイック会議やピックアップケア会議で多職種と協働協力し様々な経験知識や支援方針を持って迅速かつ臨機応変に対応できるように努める。

A: 評価指標や仕様書で定められた業務の実施状況が優れている、又は独自の取組がなされている B: 評価指標や仕様書で定められた業務ができている

C: 評価指標や仕様書で定められた業務の一部にできていない事項がある D: 評価指標や仕様書で定められた業務ができている ー: 評価指標や仕様書で定められた業務の該当がなかった

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
<b>1. 運営体制</b>				
(1)年間活動	① 市が定める運営方針の内容に沿って、センター独自の事業計画を策定している。	○	B	B
	② 事業計画の策定に当たって、市と協議し、市から受けた指摘がある場合、これを反映している。	○		
	③ 市から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けている。	○		
	④ 把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定している。	○		
	⑤ センター全職員で計画作成に参画し、共通理解を図っている。	○		
	⑥ 市の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られている。	○		
	⑦ センターの取組における重点項目を達成できた。	○		
	⑧ 市が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席している。	○		
	⑨ 市から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されている。	○		
(2)職員配置	① 3職種を配置している。	○	B	B
(3)3職種の連携・チームアプローチ	① ミーティング等を計画的に開催し、情報共有している。	○	B	B
	② 主担当者が不在の場合も対応できるように相談記録等の情報が適切に保管・管理できている。	○		

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
(4)職員の資質向上	① 研修(外部)への参加機会を確保している。	○	B	B
	② 研修成果をセンター内で報告し共有する機会を設けている。	○		
	③ センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施している。	○		
(5)個人情報保護	① 関係法令をセンター全職員が理解している。	○	B	B
	② 個人情報を含む書類等が適切に管理されている。	○		
	③ 個人情報保護に関する市の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備している。	○		
	④ 個人情報が漏えいした場合の対応など、市から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知している。	○		
	⑤ 個人情報保護に関する責任者(常勤)を配置している。	○		
	⑥ 個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っている。	○		
	⑦ 相談者のプライバシー確保に関する市の方針に沿って、プライバシーが確保される環境を整備している。	○		
(6)苦情対応	① マニュアルが整備されている。	○	B	B
	② 市の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録している。	○		
	③ 苦情の内容と対処についてセンター内で共有し、再発防止に努めている。	○		
	④ 市および法人に報告している。	○		
	⑤ センターが受けた介護サービスに関する相談について、市に対して報告や協議を行う仕組みが設けられている。	○		
(7)24時間体制の確保	① 夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知している。	○	B	B
	② 平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知している。	○		
	③ 対応マニュアルが整備されている。	○		
(8)公正・中立性の確保	① 職員がセンターは公正・中立でなければならないことを理解している。	○	B	B
	② 個別支援にあたり、サービスが特定事業者に偏らないよう配慮している。	○		
(9)報告・届出書等	① 事業報告書等を期日までに提出している。	○	B	B
	② 職員の変更等があった際には、速やかに変更届を提出している。	○		
(10)会議などへの開催及び出席	① 地域包括支援センター運営協議会等の市が参加を要請する会議等に参加している。	○	B	B
(11)建物設備等	① 地域住民に分かりやすいよう看板や案内表示が掲示されている。	○	B	B
	② 高齢者に配慮した事務所の配置、構造となっている。	○		
	③ 受付カウンターを設置や専用の事務室等、センターの環境を整えている。	○		
	④ 機械警備や施錠できる保管庫を設置し、セキュリティが確保されている。	○		
	⑤ 利用者専用の駐車スペースが必要数確保されている。	○		
	⑥ 事務機器、通信機器が整備されている。	○		
(講評)				

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
<b>2. 総合相談支援事業</b>				
(1)地域におけるネットワーク構築業務	① バンフレットの配布など、センターの周知を行っている。	○	A	A
	② 関係機関の会議等に参加している。	○		
	③ 独自のネットワーク作りを行っている。	○		
	④ 既存のネットワークが効果的に機能できるよう維持・改善に努めている。	○		
(2)実態把握業務	① 高齢者の集まる地域活動等へ参加し、情報収集を行っている。	○	B	B
	② 積極的に戸別訪問等を実施している。	○		
	③ 地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理している。	○		
(3)総合相談業務	① ワンストップ相談窓口として適切なサービス・機関を紹介できる体制を整えている。	○	B	B
	② 相談には速やかに対応し、信頼関係の構築に努めている。	○		
	③ 介護保険や在宅福祉サービス利用申請等の支援を行っている。	○		
	④ 的確に状況を把握し、緊急性の有無を判断している。	○		
	⑤ 定期的にモニタリングを行っている。	○		
	⑥ 相談内容を分析し、各業務に活用している。	○		
	⑦ 相談事例の終結条件を、市と共有している。	○		
	⑧ 相談事例の分類方法を、市と共有している。	○		
	⑨ 前年度1年間の相談件数を市に報告している。	○		
	⑩ 前年度1年間に、相談事例解決のために、市への支援を要請し、その要請に対し市からの支援があった。	○		
	⑪ 家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめている。	○		
	⑫ 介護、子育て、障がい等、複合的な課題を持つ世帯への相談対応を行っている。	○		
(講評)				
<b>3. 権利擁護事業</b>				
(1)高齢者虐待への対応	① 高齢者虐待防止法についてセンター職員が理解している。	○	B	B
	② 高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市と共有している。	○		
	③ 高齢者虐待対応マニュアルに沿って帳票を整備し、市と協力して対応に当たっている。	○		
	④ チームで役割分担を行い、本人だけでなく養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を行う。	○		
	⑤ 虐待対応終了後の支援の評価や振り返りの機会を設けている。	○		
	⑥ センターまたは市が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討している。	○		
	⑦ 虐待防止と早期発見に繋げるために啓発を実施している。	○		

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
(2)消費者被害の早期発見と防止	① 消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応している。	○	B	B
	② 消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っている。	○		
	③ 地域の高齢者や関係機関に消費者被害に関する啓発を実施している。	○		
(3)成年後見制度の活用と普及啓発	① 成年後見制度の市長申し立てに関する判断基準が、市から共有されている。	○	B	B
	② 高齢者の判断能力や生活状況を把握し、相談に適切に対応し、市や関係機関と連携して支援を行っている。	○		
(講評)				
4. 包括的・継続的ケアマネジメント事業				
(1)包括的・継続的なケア体制の構築業務	① 介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市からの情報提供や、市による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催している。	○	B	A
	② 医療機関や介護事業所等を把握し、連携体制が得られやすいような働きかけを行っている。	○		
	③ 担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握している。	○		
	④ 地域の保健・医療・福祉サービス(インフォーマルサービス含む)に関する情報収集を行い、地域や関係機関への情報提供を行っている。	○		
	⑤ 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催している。	○		
(2)地域における介護支援専門員のネットワーク形成業務	① 介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示している。	○	B	B
	② 担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けている。	○		
(3)個別相談業務	① 介護支援専門員に対して居宅(介護予防)・施設サービス計画の作成技術・ケアマネジメントの指導、サービス調整への助言、サービス担当者会議の開催支援、社会資源の紹介等、個別相談による支援を行っている。	○	B	B
	② 介護支援専門員が相談しやすい環境・体制整備を行っている。	○		
	③ 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握している。	○		
(4)支援困難事例等への助言・相談業務	① 支援困難事例についてセンター内の各専門職や地域関係者、関係機関と連携し、指導助言等を行っている。	○	B	B
	② 必要に応じて個別ケース会議等を開催し、本人の自立支援に資するケアマネジメント支援、多職種連携によるネットワーク構築を行っている。	○		
(講評)				

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
5. 包括的支援事業(社会保障充実分)				
(1)在宅医療・介護連携推進事業	① 地域の医療・介護関係者などからの相談受付を行っている。 ② 必要に応じて、退院の際の地域の医療・介護関係者の連携の調整、本人・家族の要望を踏まえた、地域の社会資源の紹介を行う。 ③ 医療関係者と合同の事例検討会に参加している。 ④ 医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加している。 ⑤ 医療・介護関係者の研修会の開催又は開催支援を行っている。また、市が開催する研修に積極的に協力・参加をしている。 ⑥ 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っている。 ⑦ 地域住民の在宅医療・介護の理解を促進するために講座等の開催、又は開催支援をし、普及啓発を行っている。	○	○	B
(2)生活支援体制整備事業	① 地域住民等多様な事業主体との意見交換会や生活支援体制整備推進会議等へ積極的に参加している。 ② 地域づくりや高齢者の社会参加を推進するため、高齢者を含めた地域住民に対し、幅広く普及啓発を行っている。 ③ 体制整備に向けて、市と協議して事業の推進に努めている。 ④ 生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしている。	○	○	B
(3)認知症総合支援事業	① 認知症サポーター養成講座や認知症高齢者声かけ模擬訓練の協力を行っている。 ② 認知症の人を支えるため、認知症ケアパスを地域住民や関係機関が有効に活用出来るよう普及に努めている。 ③ 関係機関や地域とのネットワーク形成及び連携を促進し、地域における認知症の人の見守り体制の構築・強化を行っている。 ④ 「認知症カフェ」等の開設又は支援協力をし認知症の人や介護している家族への支援を行っている。 ⑤ 地域住民や関係機関等に対し、認知症初期集中支援チームの役割や機能について普及啓発の取り組みを行っている。 ⑥ 認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っている。	○	○	B
(4)地域ケア会議推進事業	① 地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市から示されている。 ② センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知している。 ③ 市と協力して支援が困難な高齢者等の個別ケースの検討を行い、出来る限り多くの介護支援専門員の資質向上の場となるように、2か月に1回以上、圏域別ケア会議を開催もしくは開催支援を行っている。 ④ センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討している。 ⑤ センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じている。 ⑥ 市から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応している。 ⑦ センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有している。 ⑧ 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしている。 ⑨ センター主催の地域ケア会議において、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域課題に関して検討している。 ⑩ センターの主催により、地域づくり・資源開発もしくは政策の形成の機能を持つ、地域課題を検討する地域ケア会議を開催している。 ⑪ センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市に報告している。	○	○	B
(講評)				

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
6. 介護予防ケアマネジメント事業(第1号介護予防支援事業)及び指定介護予防支援事業				
(1)適切な介護予防ケアマネジメントの実施	① 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知している。	○	B	B
	② 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがある。	○		
	③ 利用者のセルフマネジメントを推進するため、市から示された支援の手法を活用している。	○		
	④ 窓口相談にきた高齢者に対し、総合事業の目的、内容、サービスメニュー及び手続き方法について十分な説明を行っている。	○		
	⑤ 国及び市から示された介護予防ケアマネジメントに関する様式を使用している。	○		
	⑥ 自立支援に向けたプラン作成及びサービス利用の提案を行っている。	○		
	⑦ 要支援者及び事業対象者の個人情報共有されることについて、十分な説明を行い、同意を得ている。	○		
(2)公正・中立性の確保	① 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市から示されている。	○	B	B
	② 委託先一覧表を作っている。	○		
	③ 委託に関する内規等を整備している。	○		
	④ 委託基準に照らし合わせ特定の事業所に偏りが無いようにしている。	○		
(3)適切な業務の実施	① 職員の担当件数は偏りがなく、適正な件数となっている。	○	B	B
	② 進捗管理表を作って管理している。	○		
	③ 適切に計画が作成されているか内容の確認をしている。	○		
	④ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っている。	○		
(講評)				

圏域の特性・課題を踏まえた令和5年度の重点項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重層支援の実践のためのネットワーク形成（障害分野は重点的に実施。ヤングケアラー、外国人支援、ひきこもりに関する連携機関の拡大を行う）</li> <li>○地域住民を対象としたネットワーク形成の継続</li> <li>○虐待・権利擁護対応の迅速化</li> <li>○本人ミーティングの継続開催、認知症カフェの開設</li> <li>○職種ごとの特性に沿ったスキルアップの継続</li> </ul>
令和5年度重点項目の達成状況及び改善点	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害分野の関係者との連携頻度は上がっている。外国人支援に当たる回数も増えてきているが、各所との連携で制度利用につなぐことができた。家族のひきこもり相談は、支援機関と連携を続けているが具体的な対策につながらないのが実情。ヤングケアラー事例も増えているが、支援連携が実現しない状況。引き続きネットワーク拡大と深化を図る必要がある。</li> <li>○地域の各種団体からの依頼により、介護保険等制度説明や健康講話などを実施。今後も継続していく。</li> <li>○虐待あるいはその疑いのある事例、適切ではない状況にある者に対し、継続的に介入を実施している。原因が複合的で解決に至らず支援が長期化する事例が多い。継続。</li> <li>○R5年度に3回若年性認知症の方と家族を対象とした本人ミーティングを開催し、交流機会の確保や特性に応じた情報提供の場を作ることができた。認知症の本人が活動できる機会にはなっていないため、今後の展開は再考が必要。圏域内の居宅介護支援事業所が認知症カフェ運営を受託、後期から活動開始している。</li> <li>○各職種だけでなく多職種も含め、事業に必要な知識習得のため積極的に研修に参加。相談対応の範囲を拡大することができた。</li> </ul>
圏域の特性・課題を踏まえた令和6年度の重点項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>○重層支援の実践のためのネットワーク形成（障害分野は継続。ヤングケアラー支援は重点的に連携先を確保する。その他分野も連携機関の拡大を行う）</li> <li>○地域住民を対象としたネットワーク形成の継続</li> <li>○認知症の本人の意見を取り入れ、活動できる機会の提供</li> <li>○自立支援を意識したケアマネジメント実践</li> <li>○職員のメンタルヘルス確保と定着促進</li> </ul>

A: 評価指標や仕様書で定められた業務の実施状況が優れている、又は独自の取組がなされている B: 評価指標や仕様書で定められた業務ができている

C: 評価指標や仕様書で定められた業務の一部にできていない事項がある D: 評価指標や仕様書で定められた業務ができていない -: 評価指標や仕様書で定められた業務の該当がなかった

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
<b>1. 運営体制</b>				
(1)年間活動	① 市が定める運営方針の内容に沿って、センター独自の事業計画を策定している。	○	B	B
	② 事業計画の策定に当たって、市と協議し、市から受けた指摘がある場合、これを反映している。	○		
	③ 市から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けている。	○		
	④ 把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定している。	○		
	⑤ センター全職員で計画作成に参画し、共通理解を図っている。	○		
	⑥ 市の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られている。	○		
	⑦ センターの取組における重点項目を達成できた。	○		
	⑧ 市が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席している。	○		
	⑨ 市から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されている。	○		
(2)職員配置	① 3職種を配置している。	×	C	C
(3)3職種の連携・チームアプローチ	① ミーティング等を計画的に開催し、情報共有している。	○	B	B
	② 主担当者が不在の場合も対応できるように相談記録等の情報が適切に保管・管理できている。	○		

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
(4)職員の資質向上	① 研修(外部)への参加機会を確保している。	○	B	B
	② 研修成果をセンター内で報告し共有する機会を設けている。	○		
	③ センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施している。	○		
(5)個人情報保護	① 関係法令をセンター全職員が理解している。	○	B	B
	② 個人情報を含む書類等が適切に管理されている。	○		
	③ 個人情報保護に関する市の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備している。	○		
	④ 個人情報が漏えいした場合の対応など、市から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知している。	○		
	⑤ 個人情報保護に関する責任者(常勤)を配置している。	○		
	⑥ 個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っている。	○		
	⑦ 相談者のプライバシー確保に関する市の方針に沿って、プライバシーが確保される環境を整備している。	○		
(6)苦情対応	① マニュアルが整備されている。	○	B	B
	② 市の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録している。	○		
	③ 苦情の内容と対処についてセンター内で共有し、再発防止に努めている。	○		
	④ 市および法人に報告している。	○		
	⑤ センターが受けた介護サービスに関する相談について、市に対して報告や協議を行う仕組みが設けられている。	○		
(7)24時間体制の確保	① 夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知している。	○	B	B
	② 平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知している。	○		
	③ 対応マニュアルが整備されている。	○		
(8)公正・中立性の確保	① 職員がセンターは公正・中立でなければならないことを理解している。	○	B	B
	② 個別支援にあたり、サービスが特定事業者に偏らないよう配慮している。	○		
(9)報告・届出書等	① 事業報告書等を期日までに提出している。	○	B	B
	② 職員の変更等があった際には、速やかに変更届を提出している。	○		
(10)会議などへの開催及び出席	① 地域包括支援センター運営協議会等の市が参加を要請する会議等に参加している。	○	B	B
(11)建物設備等	① 地域住民に分かりやすいよう看板や案内表示が掲示されている。	○	B	B
	② 高齢者に配慮した事務所の配置、構造となっている。	○		
	③ 受付カウンターを設置や専用の事務室等、センターの環境を整えている。	○		
	④ 機械警備や施錠できる保管庫を設置し、セキュリティが確保されている。	○		
	⑤ 利用者専用の駐車スペースが必要数確保されている。	○		
	⑥ 事務機器、通信機器が整備されている。	○		
(講評)				

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
<b>2. 総合相談支援事業</b>				
(1)地域におけるネットワーク構築業務	①パンフレットの配布など、センターの周知を行っている。	○	B	B
	②関係機関の会議等に参加している。	○		
	③独自のネットワーク作りを行っている。	○		
	④既存のネットワークが効果的に機能できるよう維持・改善に努めている。	○		
(2)実態把握業務	①高齢者の集まる地域活動等へ参加し、情報収集を行っている。	○	B	B
	②積極的に戸別訪問等を実施している。	○		
	③地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理している。	○		
(3)総合相談業務	①ワンストップ相談窓口として適切なサービス・機関を紹介できる体制を整えている。	○	B	B
	②相談には速やかに対応し、信頼関係の構築に努めている。	○		
	③介護保険や在宅福祉サービス利用申請等の支援を行っている。	○		
	④的確に状況を把握し、緊急性の有無を判断している。	○		
	⑤定期的にモニタリングを行っている。	○		
	⑥相談内容を分析し、各業務に活用している。	○		
	⑦相談事例の終結条件を、市と共有している。	○		
	⑧相談事例の分類方法を、市と共有している。	○		
	⑨前年度1年間の相談件数を市に報告している。	○		
	⑩前年度1年間に、相談事例解決のために、市への支援を要請し、その要請に対し市からの支援があった。	○		
	⑪家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめている。	○		
	⑫介護、子育て、障がい等、複合的な課題を持つ世帯への相談対応を行っている。	○		
(講評)				
<b>3. 権利擁護事業</b>				
(1)高齢者虐待への対応	①高齢者虐待防止法についてセンター職員が理解している。	○	B	B
	②高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市と共有している。	○		
	③高齢者虐待対応マニュアルに沿って帳票を整備し、市と協力して対応に当たっている。	○		
	④チームで役割分担を行い、本人だけでなく養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を行う。	○		
	⑤虐待対応終了後の支援の評価や振り返りの機会を設けている。	○		
	⑥センターまたは市が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討している。	○		
	⑦虐待防止と早期発見に繋げるために啓発を実施している。	○		

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
(2)消費者被害の早期発見と防止	① 消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応している。	○	B	B
	② 消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っている。	○		
	③ 地域の高齢者や関係機関に消費者被害に関する啓発を実施している。	○		
(3)成年後見制度の活用と普及啓発	① 成年後見制度の市長申し立てに関する判断基準が、市から共有されている。	○	B	B
	② 高齢者の判断能力や生活状況を把握し、相談に適切に対応し、市や関係機関と連携して支援を行っている。	○		
(講評)				
4. 包括的・継続的ケアマネジメント事業				
(1)包括的・継続的なケア体制の構築業務	① 介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市からの情報提供や、市による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催している。	○	B	A
	② 医療機関や介護事業所等を把握し、連携体制が得られやすいような働きかけを行っている。	○		
	③ 担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ(事業所ごとの主任介護支援専門員・介護支援専門員の人数等)を把握している。	○		
	④ 地域の保健・医療・福祉サービス(インフォーマルサービス含む)に関する情報収集を行い、地域や関係機関への情報提供を行っている。	○		
	⑤ 介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催している。	○		
(2)地域における介護支援専門員のネットワーク形成業務	① 介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に指定居宅介護支援事業所に示している。	○	B	B
	② 担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けている。	○		
(3)個別相談業務	① 介護支援専門員に対して居宅(介護予防)・施設サービス計画の作成技術・ケアマネジメントの指導、サービス調整への助言、サービス担当者会議の開催支援、社会資源の紹介等、個別相談による支援を行っている。	○	B	B
	② 介護支援専門員が相談しやすい環境・体制整備を行っている。	○		
	③ 介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握している。	○		
(4)支援困難事例等への助言・相談業務	① 支援困難事例についてセンター内の各専門職や地域関係者、関係機関と連携し、指導助言等を行っている。	○	B	B
	② 必要に応じて個別ケース会議等を開催し、本人の自立支援に資するケアマネジメント支援、多職種連携によるネットワーク構築を行っている。	○		
(講評)				

評価項目		評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
5. 包括的支援事業(社会保障充実分)					
(1)在宅医療・介護連携推進事業	①	地域の医療・介護関係者などからの相談受付を行っている。	○	B	B
	②	必要に応じて、退院の際の地域の医療・介護関係者の連携の調整、本人・家族の要望を踏まえた、地域の社会資源の紹介を行う。	○		
	③	医療関係者と合同の事例検討会に参加している。	○		
	④	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加している。	○		
	⑤	医療・介護関係者の研修会の開催又は開催支援を行っている。また、市が開催する研修に積極的に協力・参加をしている。	○		
	⑥	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っている。	○		
	⑦	地域住民の在宅医療・介護の理解を促進するために講座等の開催、又は開催支援をし、普及啓発を行っている。	○		
(2)生活支援体制整備事業	①	地域住民等多様な事業主体との意見交換会や生活支援体制整備推進会議等へ積極的に参加している。	○	B	B
	②	地域づくりや高齢者の社会参加を推進するため、高齢者を含めた地域住民に対し、幅広く普及啓発を行っている。	○		
	③	体制整備に向けて、市と協議して事業の推進に努めている。	○		
	④	生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしている。	○		
(3)認知症総合支援事業	①	認知症サポーター養成講座や認知症高齢者声かけ模擬訓練の協力を行っている。	○	A	A
	②	認知症の人を支えるため、認知症ケアパスを地域住民や関係機関が有効に活用出来るよう普及に努めている。	○		
	③	関係機関や地域とのネットワーク形成及び連携を促進し、地域における認知症の人の見守り体制の構築・強化を行っている。	○		
	④	「認知症カフェ」等の開設又は支援協力をし認知症の人や介護している家族への支援を行っている。	○		
	⑤	地域住民や関係機関等に対し、認知症初期集中支援チームの役割や機能について普及啓発の取り組みを行っている。	○		
	⑥	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っている。	○		
(4)地域ケア会議推進事業	①	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市から示されている。	○	B	B
	②	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知している。	○		
	③	市と協力して支援が困難な高齢者等の個別ケースの検討を行い、出来る限り多くの介護支援専門員の資質向上の場となるように、2か月に1回以上、圏域別ケア会議を開催もしくは開催支援を行っている。	○		
	④	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討している。	○		
	⑤	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じている。	○		
	⑥	市から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応している。	○		
	⑦	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有している。	○		
	⑧	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしている。	○		
	⑨	センター主催の地域ケア会議において、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域課題に関して検討している。	○		
	⑩	センターの主催により、地域づくり・資源開発もしくは政策の形成の機能を持つ、地域課題を検討する地域ケア会議を開催している。	○		
	⑪	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市に報告している。	○		
(講評)					

評価項目	評価の指標	自己評価	自己評価	行政評価
6. 介護予防ケアマネジメント事業(第1号介護予防支援事業)及び指定介護予防支援事業				
(1)適切な介護予防ケアマネジメントの実施	① 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知している。 ② 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがある。 ③ 利用者のセルフマネジメントを推進するため、市から示された支援の手法を活用している。 ④ 窓口に相談にきた高齢者に対し、総合事業の目的、内容、サービスメニュー及び手続き方法について十分な説明を行っている。 ⑤ 国及び市から示された介護予防ケアマネジメントに関する様式を使用している。 ⑥ 自立支援に向けたプラン作成及びサービス利用の提案を行っている。 ⑦ 要支援者及び事業対象者の個人情報共有されることについて、十分な説明を行い、同意を得ている。	○	○	B B
(2)公正・中立性の確保	① 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市から示されている。 ② 委託先一覧表を作っている。 ③ 委託に関する内規等を整備している。 ④ 委託基準に照らし合わせ特定の事業所に偏りが無いようにしている。	○	○	B B
(3)適切な業務の実施	① 職員の担当件数は偏りがなく、適正な件数となっている。 ② 進捗管理表を作って管理している。 ③ 適切に計画が作成されているか内容の確認をしている。 ④ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っている。	○	○	B B
(講評)				

令和6年度(2024年度)

つくば市地域包括支援センター

事業計画(案)

つくば市

## 第1 地域包括支援センター運営体制

【令和6年(2024年)年4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで】

- つくば市地域包括支援センター（直営）
- 筑波地域包括支援センター（委託）
- 大穂豊里地域包括支援センター（委託）
- 谷田部東地域包括支援センター（委託）
- 谷田部西地域包括支援センター（委託）
- 桜地域包括支援センター（委託）
- 荃崎地域包括支援センター（委託）

【つくば市地域包括支援センター職員配置状況】令和6年(2024年)4月1日現在

職 種	正職員	会計年度任用職員
社会福祉士	5	1
保健師	4	1
主任介護支援専門員	1	0
介護支援専門員	0	0
看護師	0	1
事務職	5	3
合計	15	6

【令和6年度(2024年度)担当圏域】

地域包括支援センター名称	担当圏域（中学校区）
つくば市地域包括支援センター（直営）	委託地域包括支援センターの後方支援を実施
筑波地域包括支援センター（委託）	筑波地区（秀峰筑波）
大穂豊里地域包括支援センター（委託）	大穂地区（大穂）、豊里地区（豊里）
谷田部東地域包括支援センター（委託）	谷田部東地区（手代木、谷田部東、春日学園、学園の森、研究学園）
谷田部西地域包括支援センター（委託）	谷田部西地区（谷田部、高山、みどりの学園、みどりの南）
桜地域包括支援センター（委託）	桜地区（桜、竹園東、並木、吾妻）
荃崎地域包括支援センター（委託）	荃崎地区（荃崎、高崎）

【参考】日常生活圏域別 高齢化率 ※令和6年(2024年)4月1日現在

日常生活圏域	総人数(人)	高齢者人数(人)	高齢化率(%)	認定者数(人)	認定率(%)
大穂地区	20,197	4,386	21.72	782	17.83
豊里地区	16,222	4,089	25.21	730	17.85
谷田部西地区	51,470	8,035	15.61	1,368	17.03
谷田部東地区	67,348	8,416	12.50	1,205	14.32
桜地区	60,390	9,193	15.22	1,370	14.90
筑波地区	16,552	6,383	38.56	1,217	19.07
荃崎地区	22,770	8,690	38.16	1,334	15.35
住登外など				125	
市全体	254,949	49,192	19.29	8,131	16.53
(参考) 令和6年4月1日現在			国 29.2 茨城県 30.9		

## 第2 業務実施内容

### 1 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

#### (1) 総合相談支援業務

##### ア 地域におけるネットワークの構築

- ・地域包括支援センター（以下、センター）の広報活動を継続し認知度向上を目指す。
- ・民生委員と連携し高齢者世帯への地域包括支援センターのチラシの配布
- ・各事業、イベントを活用して広報活動を行い、顔の見える関係性を構築する。
- ・圏域別ケア会議を活用した地域の関係者、関係機関との連携強化を図る。
- ・地域の社会資源の把握と活用  
「高齢者の地域包括ケアのためのミニ知識」、「ハートページ」、「在宅医療と介護のサービスマップ」の内容を更新し、最新の情報の把握と活用に努める。

##### イ 実態把握

- ・国保データベース（KDB）システムの情報を活用し、各センターと協働して支援を必要とする高齢者の把握及び支援を行う。

##### ウ 総合相談支援

- ・地域の方々からの様々な相談に迅速かつ適切に対応できるよう、委託地域包括支援センターの後方支援を行う。
- ・定例会において、研修や意見交換を開催。委託センターが地域の課題を把握し、圏域に応じた地域包括支援のネットワークを構築できるよう支援。【重点項目】

## (2) 権利擁護業務

### ア 成年後見制度の活用促進

- ・成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。
- ・つくば成年後見センターと連携して相談、広報、受任者調整、後見人支援を行い、本人や後見人等を支援する体制を整備する。
- ・成年後見制度や意思決定支援について、市民や関係機関に周知啓発を行う。
- ・費用負担が困難な方に対して、申立ての審判請求費用助成や報酬助成の支援を行う。
- ・成年後見制度の担い手の育成・活動を促進する。

### イ 高齢者虐待への対応

- ・つくば市高齢者虐待対応マニュアルに基づいた支援を行う。
- ・継続して関係機関、民生委員、専門職等に対して周知啓発を行い、虐待の防止及び早期発見の体制整備を進める。
- ・ケアマネジャー、養介護施設従事者等を対象にした権利擁護、高齢者虐待の研修会を開催
- ・つくば市虐待防止ネットワーク運営委員会の開催
- ・つくば市虐待防止ネットワーク実務者会議の開催

### ウ 消費者被害の防止

- ・消費生活センターと連携し、消費者被害の未然防止に努める。
- ・消費者被害が疑われるケースを確認した場合は、消費生活センター及び委託地域包括支援センターと連携して対応する。

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

### ア 包括的・継続的なケア体制の構築

- ・6圏域で圏域別ケア会議を実施する各センターの運営を支援する。  
(市内全圏域 計18回)
- ・事例提示を介護支援専門員のほか、リハビリ職、薬剤師等に依頼し、各圏域の地域課題抽出に向けた事例検討を実施していく。
- ・「高齢者の地域包括ケアのためのミニ知識」の内容の更新と介護支援専門員への配布を行い、介護支援専門員が介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう支援する。

### イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

- ・つくばケアマネジャー連絡会を支援し連携を図る。

### ウ 日常的な個別指導・相談

- ・介護支援専門員に対する個別相談の対応、居宅サービス計画の作成技術の指導、サービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地からの個別指導、相談対応を

行う。

- ・介護支援専門員の資質向上を図る観点から、事例検討会や研修の実施、制度や施策等に関する情報提供を行う。

#### エ 困難事例等への指導・助言

- ・介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行う。

## 2 包括的支援事業（社会保障充実分）

### (1) 在宅医療・介護連携推進事業【重点事業】

- ・在宅医療・介護連携推進協議会 2回開催
- ・在宅医療・介護連携推進協議会 実務部会（5部会） 10回開催

～ありたい姿の実現を目指して～

#### ア 希望の生き方を共に考える

- ・ありたい姿の進捗管理及び目標値の見直し
- ・高齢者福祉計画策定のためのアンケートから見えてくる在宅医療・介護の連携に関する課題抽出
- ・在宅医療・介護の啓発講座の開催
- ・在宅医療・介護の啓発動画配信
- ・わたしの生き方ノート（エンディングノート）の作成及び配布

#### イ 本人を第一に考えた多職種連携

- ・「連携タイム」、「わたしの大切な情報カード」等の活用促進
- ・ICTツールを活用した連携体制の整備
- ・専門職が連携に必要な社会資源等の情報把握
- ・在宅医療と介護のサービスマップ・介護保険情報誌ハートページの発行

#### ウ 専門職のスキルアップとやりがい

- ・在宅医療等に関する研修・意見交換の企画及び実施【重点項目】

#### エ 認知症になっても安心して暮らせる地域（他事業・協議体での重点事項）

#### オ 多様な生活の場の提供

#### カ 相互に支え合う生活支援・介護予防（他事業・協議体での重点事項）

#### キ 誰一人取り残さない

- ・センターの相談体制の充実

### (2) 生活支援体制整備事業【重点事業】

#### ア 第1層協議体会議【重点項目】

- ・第1層協議体（市全体レベル）で会議を開催し、各圏域で行う「地域支えあい会議」と連携しながら、地域課題に対する具体的な議論を展開し、発信・提案、政

策形成や資源開発等につなげていく。

#### イ 第2層協議体会議

- ・つくば市社会福祉協議会に委託し、市内7圏域に生活支援コーディネーターを配置し、「地域支えあい会議」を開催する。
- ・地域住民同士の話し合いの場から、取組事例を共有し、解決すべき地域課題を導き出し、住民主体の支えあい活動の創出を支援していく。
- ・地域資源やニーズを整理し、情報提供やマッチング、情報の可視化を促進していく。

### (3) 認知症総合支援事業

#### ア 認知症初期集中支援事業

- ・認知症初期集中支援チームの運営  
令和6年度からとよさと病院へ全面委託し、相談しやすい体制を構築する。

#### イ 認知症サポーター等養成事業【重点事業】

- ・認知症サポーター養成講座の開催
- ・幅広い世代への認知症の理解を深めるため、認知症サポーター養成講座をキャラバン・メイトと協力しながら実施する。また、講座もオンラインを活用するなど、受講者が柔軟に受講できるようにする。引き続き学校関係者への認知症サポーター養成講座の周知を行い、若い世代への講座開催も行っていく。
- ・認知症サポーターに活動状況を知るためのアンケートを実施し、サポーターの意欲が低下しないようにフォローアップ研修などを実施する。実際のボランティア活動につなげていく仕組みをサポーターと一緒に考える機会を作っていく。
- ・認知症サポーターステップアップ講座の開催
- ・チームオレンジの設置を目指した認知症サポーターステップアップ講座を実施する。
- ・年1回以上は、チームオレンジの活動確認や、フォローアップ研修を実施していく。
- ・つくば市キャラバン・メイト連絡会の運営支援

#### ウ 認知症地域支援・ケア向上

- ・認知症地域支援推進員の配置  
認知症地域支援推進員との連携を強化しながら認知症施策への取組体制を構築する。
- ・本人ミーティング、家族ミーティングの支援を行う。
- ・認知症カフェの運営支援（8か所）を行う。
- ・市民向けに認知症ケアパスの配布

- ・市民向け、専門職向けの認知症研修会の開催（年間2～3回）
- ・認知症お困りごとメール相談（とよさと病院が相談対応）

#### エ 認知症高齢者等見守り事業【重点項目】

- ・認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業、認知症支援メールの周知、拡大
- ・令和6年度から「おかえりマーク」に替わる「おでかけ見守りシール」の配布を開始するため、市民、介護支援専門員等の専門職に、シールの利用促進の周知を行う。
- ・認知症高齢者等保護支援事業の検討
- ・事業を継続しつつも、GPSの事業の在り方や、市民が安心して暮らしていける環境構築に必要なものを検討していく。

### (4) 地域ケア会議推進事業【重点事業】

#### ア つくば市地域ケア会議（市全体レベル） 2回開催 【重点項目】

- ・圏域別ケア会議の上部に存在する会議として位置づけし、圏域別ケア会議で抽出された課題について協議し、地域資源の開発や政策提言につなげる。

#### イ 圏域別ケア会議 年間で18回開催（委託センターが実施）

- ・6圏域で圏域別ケア会議を実施する各委託センターの運営を支援する。
- ・個別ケースの検討で課題解決を重ね、評価検証を行うと共に、地域共通の要因を抽出し、地域づくりや新たな資源開発につなげる。

#### ウ つくば市自立支援型個別ケア会議 月1回開催（市が実施）

- ・要支援者等の生活行為の課題等を明確にし、課題の解決等を行うことで、状態の改善、自立支援、重度化予防及び生活の質の向上につなげる。

#### エ クイックケア会議 随時開催（委託センターが実施）

- ・委託地域包括支援センターが中心となり、早期検討が必要なケースを協議する。

#### オ ピックアップケア会議 随時開催（市が実施）

- ・クイックケア会議では解決しない、在宅医療・介護連携、介護支援等のケースを協議する

#### カ 地域課題評価会議 随時開催（市が実施）

- ・ケア会議から抽出された課題分類について、地域課題を整理し、事業への取り組みの方向性を考える評価会議を実施する

## 3 総合事業

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

#### ア 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

- ・要支援者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く）及び日常生活支援総合事業対象者に対して、予防や生活支援サービス事業等が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を

行う。

イ 短期集中予防サービス「訪問型サービスC」（市が委託して実施）

- ・運動機能向上プログラム
  - ・生活機能低下が認められる者に対して短期的にリハビリ職によるリハビリを実施し、生活の質の維持と改善を目指す。
- ・低栄養改善・口腔機能向上プログラム
  - ・低栄養・口腔機能低下が認められる方に短期的に管理栄養士・歯科衛生士による訪問指導を実施し、栄養状態や口腔状態の改善を目指す。
  - ・要支援認定者のほか、総合事業対象者の掘り起こしをすることで、事業を推進する。

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

- ・支援を要する高齢者を早期に把握する目的で、国保データベース（KDB）システムを活用し、状況把握を実施する。

【実施方法】

- ・国保データベース（KDB）システムの健診データ等から、支援が必要な高齢者を把握し、訪問等による相談支援や介護予防事業へのつなぎ等を行う。

イ 介護予防普及啓発事業

(ア) フレイルサポート教室

- ・介護予防に注目したフレイルサポート教室を実施する。65歳以上の市民を対象とし、委託センターと協働して行う。各圏域で実施（全7クール、1クール2～4回）。

ウ 地域介護予防活動支援事業

(ア) 介護支援ボランティア制度（げんき応援ポイント）

- ・継続して介護支援ボランティア制度（げんき応援ポイント）を実施する。ポイント対象となる活動及び活動場所を広げ、また活動内容の周知を定期的に行い、ボランティアを支援する。

(イ) 傾聴ボランティア事業（おうちde交流）【重点事業】

- ・ひとり暮らしや閉じこもりがちな高齢者宅へ、傾聴ボランティアが伺い、傾聴を通じた交流を行う。傾聴ボランティア養成講座の実施、マッチング作業後にボランティアの派遣、ボランティア交流会等の実施を行う。

エ 地域リハビリテーション活動支援事業（おうちdeリハ）

- ・65歳以上の高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、居宅サービス及び施設サービス並びにサービス担当者会議及び住民主体の通いの場等の介護予防の取組を総合的に支援する。

#### 4 指定介護予防支援事業

- ・ 要支援認定者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整等を行う。

#### 5 任意事業

##### (1) 家族介護支援事業

###### ア 家族介護のための講座

介護準備や実際の介護方法などについてテーマ別講座を実施する。

###### イ 小学生向けの高齢者理解講座

若年層（小学生）向けに高齢者への理解を深める講座を実施する。認知症サポーター養成講座とタイアップする。

#### 6 高齢者等買物支援事業【重点事業】

- ・ 移動販売事業者に対し補助を行い、買物が困難な高齢者等を支援する。
- ・ 「つくばスーパーサイエンスシティ構想」における位置情報アプリとの連携し、利便性の向上に取り組む。
- ・ よりニーズの高い場所で販売ができるように販売場所の選定・見直しを行う。

令和6年度(2024年度)

筑波地域包括支援センター

事業計画(案)

社会福祉法人 恵愛会

## 第1 筑波地域包括支援センター運営体制

【筑波地域包括支援センター職員配置状況】 令和6年(2024年)4月1日時点

職 種	常勤専従	常勤兼務
社会福祉士	1	0
保健師	1	0
主任介護支援専門員	1	1
事務職	0	1
合計	3	2

【筑波圏域人口統計・介護認定者数】

総人口	65歳以上(割合)	75歳以上(割合)	認定者数(割合)
16,552	6,383 (38.56%)	3,387(20.46%)	1,217(19.07%)

## 第2 業務実施内容

### 1 包括的支援事業（筑波地域包括支援センターの運営）

#### (1) 総合相談支援業務【重点項目】

##### ア 地域におけるネットワークの構築

- ・広報誌やかかわら版作成・配布を継続。
- ・「フレイルサポート教室」「健康教室」を開催し、介護予防の知識を地域に広げていく。内容の充実を図る。
- ・地域ケア会議を活用し、地域の関係者や関係機関との連携を図る。

##### イ 実態把握

- ・市の情報をもとに訪問（お元気訪問）した住民に対し、必要な情報提供し、支援を行う。

##### ウ 総合相談支援

- ・職員がすべての相談の概略を把握し、主担当が不在時にも対応ができるように、細かな引継ぎ、簡潔な記録を作成する。
- ・定例会において、情報や関係機関との連携をもとに知識を積み重ね、相談に活かしていく。
- ・BCPの計画を整備し、地域住民への支援が滞りなく実施できるよう体制を整える。

#### (2) 権利擁護業務

##### ア 成年後見制度の利用促進

- ・利用を検討される方やその家族に対し、制度をわかりやすく説明し、スムーズな利用ができるよう成年後見センターや市へ情報提供し、連携を行う。
- ・地域の介護支援専門員へ制度の情報提供、利用時の支援を行う。

## イ 高齢者虐待への対応

- ・つくば市高齢者虐待対応マニュアルに基づいた対応の実施。
- ・事例が発生した際には、早急な虐待解消を目標に関係機関と密に連携し対応していく。
- ・3職種全員が対応できるよう研修への参加を行う。

## ウ 消費者被害の防止

- ・かわら版を活用し、最新情報を地域へ提供していく。
- ・筑波圏域介護支援専門員との連携ツールを利用し、情報提供を行う。

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

### ア 包括的・継続的なケア体制の構築

- ・圏域別ケア会議を開催し、地域住民等の参加を増やす。
- ・介護支援専門員や関係者、民生委員や区長等と調整を行い、支援が円滑にできるよう包括的な支援体制を構築していく。

### イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

- ・ネットワークの再構築を図り、災害時等情報や地域の消費者被害情報等の連携を行う。
- ・地域の問題を検討できるよう情報提供し、連携を行う。

### ウ 日常的な個別指導・相談

- ・専門的に助言・指導ができるよう知識を蓄積し、活かしていく。
- ・介護支援専門員が孤立しないよう、居宅介護支援事業所と連携し、支援を行う。

### エ 困難事例等への指導・助言

- ・クイックケア会議や担当者会議へ参加し、困難事例の解決に向け協力し支援する。
- ・会議開催時には、関係機関や地域の住民参加を促す。

## 2 包括的支援事業（社会保障充実分）

### (1) 在宅医療・介護連携推進事業

- ・在宅医療・介護連携推進事業への協力
- ・「わたしの生き方ノート」（エンディングノート）の広報・配布を行う。
- ・圏域事業所の運営推進会議へ参加し、地域や事業所の情報交換・連携を行う。
- ・地域住民に在宅医療・介護について普及啓発を行う。

### (2) 生活支援体制整備事業

- ・第1層協議体へ参加
- ・第2層協議体・第3層協議体に参加し、生活支援コーディネーターを中心として住民と協力し合い、地域支えあい会議を促進、地域活動を支援する。

### (3) 認知症総合支援事業

- ・総合相談から早期発見、つくば市認知症初期集中支援チームや地域医療機関と連携し、対応する。

- ・認知症疾患医療センター医療連携推進会議に参加し、認知症医療の現状理解と最新情報取得、各機関との連携に努める。
- ・認知症カフェへの協力。
- ・圏域でキャラバンメイトを増やし、認知症サポーター養成講座を開催する。

#### (4) 地域ケア会議推進事業

- ・地域課題の発見と社会資源に繋げることができるように、圏域別ケア会議を開催する。
- ・インフォーマルサービス強化や地域のネットワークづくり強化の為、圏域別ケア会議へ区長や民生委員等、地域住民の参加を促す。
- ・個別支援のネットワーク構築強化と地域課題抽出に繋げるため、クイック会議を開催する。
- ・自立支援及び生活の質の向上を目的とした自立支援型個別ケア会議に、本人が参加できるように支援する。

### 3 総合事業

#### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

##### ア 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

- ・要支援者及び日常生活支援総合事業対象者に対して、予防や生活支援サービス事業等が包括的かつ効率的に提供されるよう、委託した居宅介護支援事業所と連携し支援にあたる。

##### イ 短期集中予防サービス「訪問型サービスC」（市からの委託により実施）

- ・市独自サービスである「訪問型サービスC」プログラムをわかりやすく説明し利用しやすい体制を整え、生活の維持や改善ができるよう支援する。
- ・サービス利用にあたり、担当の介護支援専門員と連携し導入を図る。

#### (2) 一般介護予防事業【重点項目】

##### ア 介護予防把握事業

- ・市が行っている国保データベース（KDB）システムを活用した訪問に協力し、必要な情報提供と支援を行う。見守りが必要と判断した場合には、定期的な訪問に繋げ、時期を見て、サービス利用に繋げる。

##### イ 介護予防普及啓発事業

- ・「フレイルサポート教室」の広報・開催をし、介護予防を地域に広めていく。
- ・傾聴ボランティアの広報・利用支援を行う。

### 4 指定介護予防支援事業

- ・要支援認定者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整等を行う。

令和 6 年度（2024 年度）  
荃崎地域包括支援センター  
事業計画（案）

社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会

## 第1 地域包括支援センター運営体制

【令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで】

荃崎地域包括支援センター（委託）

【荃崎地域包括支援センター職員配置状況】 令和6年(2024年)4月1日時点

職 種	職 員
社会福祉士	2
経験のある看護師	1
主任介護支援専門員	1
介護支援専門員	1
合計	5

【令和6年度(2024年度)担当圏域】

地域包括支援センター名称	担当圏域（中学校区）
荃崎地域包括支援センター（委託）	荃崎中、高崎中

【参考】日常生活圏域別 高齢化率 ※令和6年(2024年)4月1日現在

日常生活圏域	総人数 (人)	高齢者人数 (人)	高齢化率 (%)	認定者数 (人)	認定率 (%)
荃崎地区	22,770	8,690	38.16	1,334	15.35
市全体	254,949	49,192	19.29	8,131	16.53

## 第2 業務実施内容

### 1 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

#### (1) 総合相談支援業務

##### ア 地域におけるネットワークの構築

- ・地域包括支援センター（以下、センター）の広報活動の実施  
相談受付や訪問時において、案内チラシを用いてセンターの役割を説明
- ・荃崎圏域ケア会議を活用した地域の関係者、関係機関との連携強化
- ・地域の社会資源の把握と活用  
「高齢者の地域包括ケアのためのミニ知識」「ハートページ」「在宅医療と介護のサービスマップ」等を活用し、地域の関係機関とも共有

##### イ 実態把握

- ・日々の相談等を通じて、民生委員等地域の関係者から得た情報をもとに事実確認等を行い、必要な支援に繋げる。
- ・市が抽出し実態把握の依頼があったケースに対して、継続的な電話や訪問等に加え、地域関係者の協力も得ながら、適切な方法で状況確認に努める。

##### ウ 総合相談支援【重点項目】

- ・配置する3専門職の特性を活かし、寄せられる相談に適切な対応ができるよう努める。
- ・複合的な課題を含み、複雑化している相談に適切に対応していくために、地域関係者や専門職等の関係機関とのつながりや連携・協働を心掛け、必要な本人・家族（介護者）支援を心がけた対応を行う。

## (2) 権利擁護業務

### ア 成年後見制度の利用促進【重点項目】

- ・成年後見制度に関するパンフレットを活用するとともに、制度理解を深め、利用促進に努める。
- ・市やつくば成年後見センター、法テラスなど法律専門職、権利擁護関連機関との連携対応に努める。

### イ 高齢者虐待への対応

- ・つくば市高齢者虐待防止マニュアルに基づいた対応を行う。
- ・虐待対応においては、市と連携を図り適切な対応を行う。
- ・市が作成するポスターの掲示やパンフレットを活用するなど、様々な機会を捉えて虐待の予防に努める。
- ・虐待防止ネットワーク実務者会議へ参加し、関係機関との連携強化や課題の共有を行う。

### ウ 消費者被害の防止

高齢者訪問等で消費者被害が疑われる事例については、つくば市消費生活センター等と連携し、更なる消費者被害の未然防止と相談を受けた具体的な事案についての問題解決を図る。

## (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

### ア 包括的・継続的なケア体制の構築

- ・地域ケア会議をはじめ、個別事例の相談対応の中で、介護支援専門員との意見交換を密に行い、地域との連携体制が取れるように努める。
- ・市が作成する「高齢者の地域包括ケアのためのミニ知識」をはじめ、生活支援コーディネーターとも連携して、フォーマル・インフォーマルの各種社会資源情報を活用し、介護支援専門員の支援に努める。

### イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

- ・つくばケアマネジャー連絡会に参加し、介護支援専門員を取り巻く最新の情報収集や現状を把握する。

### ウ 日常的な個別指導・相談

- ・介護支援専門員の相談に対応するため、常に連携することを意識し、個別の事例に対して同行訪問や担当者会議への出席等、適切な対応に努める。

### エ 困難事例等への指導・助言

- ・介護支援専門員が抱える困難事例について、必要な各種制度や手続きの案内、地域の多様な支援機関と連携し、役割分担や今後の支援方針についての検討を行う。

## 2 包括的支援事業（社会保障充実分）

### (1) 在宅医療・介護連携推進事業

- ・市が主催する会議や研修会等へ参加し、連携の強化に努める。
- ・本人を第一に考え、関係機関と協力し、多職種連携に努める。
- ・相談事例に対して、主治医との連絡調整や受診に向けた支援を行う。
- ・市が実施する意見交換会等を通じて、医療機関とのつながりを広げ、相談体制の充実を図る。
- ・地域住民に対し、在宅医療と介護についての普及啓発を行います。

## (2) 生活支援体制整備事業【重点項目】

- ・第1層協議体会議や第2層協議体会議（地域支えあい会議）に参加し、地域の状況を把握するとともに、荃崎圏域担当生活支援コーディネーターと随時情報を共有しながら、地域の課題抽出や個別支援に努める。

## (3) 認知症総合支援事業

- ・「オレンジカフェ in くきざき」をはじめ、キャラバンメイト役員会、圏域内を中心とする認知症サポーター養成講座等にも参加、協力する。
- ・認知症高齢者や家族への対応として、市の事業の案内、適切な医療機関や施設利用、在宅での援助関係者へのつなぎ等の支援に努める。
- ・認知症地域支援推進員を配置し、必要な研修等の受講と市との情報共有や連携に努める。

## (4) 地域ケア会議推進事業

### ア つくば市地域ケア会議

- ・市が主催する、つくば市地域ケア会議において、必要な参加協力を行なう。

### イ 荃崎圏域ケア会議

- ・個別事例の検討を重ね、ケアマネジメントの実践力向上、関係機関とのネットワーク強化や地域の社会資源との連携、地域課題の把握に努める。

### ウ 市が主催するその他の会議への参加

- ・自立支援型個別ケア会議への参加
- ・地域課題評価会議への参加

## 3 指定介護予防支援事業

- ・介護保険における予防給付の対象となる要支援認定者及び基本チェックリストによる事業対象者が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう支援する。その心身の状態や置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく、指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、関係機関と連絡調整等を行う。

## 4 総合事業

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

#### ア 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

- ・要支援者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く）及び日常生活支援総合事業対象者に対して、予防や生活支援サービス事業等が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

#### イ 短期集中予防サービス「訪問型サービスC」

- ・運動機能向上プログラム、低栄養改善・口腔機能向上プログラムが利用しやすいように支援する。

### (2) 一般介護予防事業

#### ア 介護予防把握事業

- ・国保データベース（KDB）システムから抽出された方の、介護予防訪問

等に必要な協力を行う。

#### イ 介護予防普及啓発事業

- ・市と協働で、フレイルサポート教室等を行う。

#### 5 業務継続計画（BCP）について

- ・災害発生時に適切な対応を行い、その後も必要なサービスが継続して提供出来る体制を整える。
- ・利用者の安全確保、サービスの継続、職員の安全確保を基本方針とする。

令和6年度(2024年度)

大穂豊里地域包括支援センター

事業計画(案)

医療法人社団 筑波記念会

## 第1 地域包括支援センター運営体制

【令和6年(2024年)年4月1日から令和7年(2025年)3月31日まで】

大穂豊里地域包括支援センター（委託）

【大穂豊里地域包括支援センター職員配置状況】 令和6年(2024年)4月1日時点

職 種	職 員
社会福祉士	2(常勤1、兼務1)
保健師	1
主任介護支援専門員	1
合計	4

※社会福祉士1名は常勤換算0.2（母体法人と兼務）

【令和5年度(2023年度)担当圏域】

地域包括支援センター名称	担当圏域（中学校区）
大穂豊里地域包括支援センター（委託）	大穂、豊里

【参考】日常生活圏域別 高齢化率 ※令和6年(2024年)4月1日現在

日常生活圏域	高齢者人数(人)	高齢化率(%)	認定者数(人)	認定率(%)
大穂地区	4,386	21.72	782	17.83
豊里地区	4,089	25.21	730	17.85
大穂地区+豊里地区	8,475	23.27	1,512	17.84
市全体	49,192	19.29	8,131	16.53

## 第2 業務実施内容

### 1 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

#### (1) 総合相談支援業務

##### ア 地域におけるネットワークの構築

- ・地域包括支援センター（以下、センター）の広報活動を継続します。  
「大穂豊里地域包括支援センターだより」の定期発行、周知活動の継続
- ・大穂豊里圏域ケア会議、個別ケア会議を活用した地域の関係者、関係機関との

連携強化を図ります。

- ・地域の社会資源を把握し、十分に活用していきます。

「高齢者の地域包括ケアのためのミニ知識」、「ハートページ」、「在宅医療と介護のサービスマップ」を活用し地域の関係機関との共有、また相談等で地域のインフォーマルな機能を把握し連携できるよう関係構築を図ります。

#### イ 実態把握

- ・日々の相談等を通じて、関係機関や介護支援専門員をはじめ、民生委員等地域の関係者と協働して必要な実態把握を行います。
- ・つくば市地域包括支援課で把握した国保データベース（KDB）システムに基づく実態把握（お元気訪問）に調査協力し、重度化防止や必要な支援へ繋がります。

#### ウ 総合相談支援 【重点項目】

- ・個々の相談に丁寧に対応し、多職種多機関と十分に連携し、迅速かつ専門性の高い対応ができるよう配慮して総合相談支援を行います。
- ・つくば市地域包括支援課の地区担当職員とケース共有をしていき、圏域の課題共有、相談支援の協働をしていきます。
- ・地域包括支援センター定例会に参加し、他の地域包括支援センターとの情報や課題共有、事業の現況評価を行います。各地域包括支援センターでの情報交換を通して、地域づくりや課題解決に取り組みます。

### (2) 権利擁護業務

#### ア 成年後見制度の利用促進

- ・成年後見制度のパンフレット等を活用し、住民への啓発と利用促進に努めます。
- ・制度の活用が必要と思われる高齢者や親族等に対し、制度の説明をし、成年後見センターの紹介を行い、成年後見センターやつくば市との連携を図ります。

#### イ 高齢者虐待への対応

- ・つくば市高齢者虐待防止マニュアルに基づいた対応を行います。
- ・つくば市地域包括支援課が作成するポスターの掲示やパンフレット、「大穂豊里地域包括支援センターだより」を活用し、住民や地域の介護支援専門員等に対し虐待の早期発見と予防を図ります。
- ・市が主催する権利擁護研修会や虐待防止ネットワーク実務者会議等に参加し、質の向上や関係者とのネットワーク作りに努めます。

#### ウ 消費者被害の防止

- ・研修の参加等で職員の知識を高め、また「ひばりくん防犯メール」や国民生活センターの情報に留意して、消費者被害の防止を図ります。
- ・「大穂豊里地域包括支援センターだより」で情報発信し予防啓発を図ります。
- ・被害が疑われる事例を発見した際には、消費生活センター等との連携、ケアマネジャー連絡会への情報発信等を行い被害拡大防止や問題解決を図ります。

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

#### ア 包括的・継続的なケア体制の構築

- ・大穂豊里圏域ケア会議を年3回、必要時に個別ケア会議を積極的に開催し、各専門職の地域包括ケアシステムの構築や地域課題の解決に向けて協働します。
- ・大穂豊里圏域内の医療・保健・福祉サービスについて、専門医療機関や施設との情報共有や連携を強化し、介護支援専門員が行う利用者支援に活かせるよう支援します。
- ・「高齢者の地域包括ケアのためのミニ知識」の活用について、地域の居宅介護支援事業所の介護支援専門員へ普及啓発を図ります。

#### イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

- ・つくばケアマネジャー連絡会に参加協力するとともに、積極的に参画していきます。
- ・介護支援専門員への情報発信を積極的に行い、日頃の情報共有や災害時などの協力体制など、地域の介護支援専門員との連携体制をつくる。

#### ウ 日常的な個別指導・相談

- ・介護支援専門員に対する支援：居宅サービス計画作成及びサービス担当者会議の開催支援、個別ケア会議等、専門的な見地からの個別相談対応を行います。
- ・居宅介護支援事業所の介護支援専門員との関係を良好に保ち、要支援認定者の対応や職域での課題を共有し解決に向けて協働していきます。

#### エ 困難事例等への指導・助言

- ・介護支援専門員が抱えている支援困難事例の相談に対し、センター内で協議を十分に行い対応方法を助言していきます。

## 2 包括的支援事業（社会保障充実分）

### (1) 在宅医療・介護連携推進事業 【重点項目】

- ・つくば市地域包括支援課が主催する会議や研修会、講演会等に参加し、連携の強化に努めます。
- ・医療機関への積極的な働きかけを実施し、医療と介護の連携の推進を図ります。
- ・地域住民へ向けて在宅医療・介護の普及啓発活動を積極的に行います。
- ・エンディングノートを広く周知し、活用促進を図ります。

### (2) 生活支援体制整備事業

- ・第1層協議体会議、第2層協議体会議、第3層協議体会議に参加協力し、地域の一員として、また生活支援コーディネーターと連携しながら事業の促進を図ります。

### (3) 認知症総合支援事業

- ・認知症サポーター養成講座の開催への協力、認知症ケアパスの普及や認知症初期集中支援チームとの連携等を通して事業推進を図ります。
- ・オレンジカフェを開催(年12回)し、認知症の予防や知識の普及に努め、地域の高齢者の新たな居場所として周知を図ります。
- ・認知症地域支援推進員の配置により、つくば市と連携を図りながら認知症施策の取組みに参画します。

### (4) 地域ケア会議推進事業

#### ア つくば市地域ケア会議

- ・つくば市地域包括支援課が主催するつくば市地域ケア会議に参加協力します。

#### イ 圏域別ケア会議 年3回開催

- ・大穂豊里圏域別ケア会議を開催し、地域課題の発見・課題解決に努めます。
- ・必要に応じて個別ケア会議を積極的に開催し、課題解決を図ります。
- ・大穂豊里圏域別ケア会議から抽出された地域課題を分析し、地域で実践できるように取り組みます。

#### ウ つくば市自立支援型個別ケア会議

- ・つくば市地域包括支援課が主催する会議に出席し、要支援認定者の課題検討を行い、自立支援・重度化予防及び高齢者の生活の質の向上につなげることができるよう必要な援助を行います。

## 3 総合事業

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

#### ア 介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

- ・要支援者(指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く)及び日常生活支援総合事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況や環境等に応じて、高齢者本人の選択に基づき、介護予防や生活支援サービス事業等が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

#### イ 短期集中予防サービス「訪問型サービスC」

- ・運動機能向上プログラム、低栄養改善・口腔機能向上プログラムの活用推進を図ります。

### (2) 一般介護予防事業 【重点項目】

#### ア 介護予防把握事業

- ・大穂豊里圏域内の国保データベース(KDB)システムから抽出された健診未受診者、介護保険未利用者及び期限切れ者、低栄養・オーラルフレイル該当者、

介護保険非該当者の実態把握調査訪問(お元気訪問)で把握し、健康の維持・増進を図り介護予防に資する支援を行います。

#### イ 一般介護予防事業

- ・介護予防教室「フレイルサポート教室」を開催し、介護予防に資する支援を行います。
- ・総合相談の内容に応じて、介護予防教室等への参加を促します。
- ・地域住民の要望を把握し、出前講座の開催など介護予防に通じる活動を実施します。

#### 4 指定介護予防支援事業

- ・介護保険における予防給付の対象となる要支援認定者及び基本チェックリストによる事業対象者が、介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状態、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、必要な援助や関係機関との連絡調整を行います。

#### 5 緊急時対応及び感染症対策

##### (1) 緊急時対応(災害時含む)

緊急時においては緊急時対応マニュアル及び母体法人の災害マニュアルに沿ってセンターの運営を図ります。

市と連携して BCP（事業継続計画）を整備し、災害時も可能な限り業務継続及び速やかに業務の再開ができ、地域支援ができるよう体制を構築していきます。

##### (2) 感染症対策

感染症拡大防止や地域住民の安心安全を確保するために、母体法人の感染症対策や自センターの BCP(業務継続計画)に沿ってセンターの運営を図ります。また、地域住民への周知活動により正しい理解と予防知識の普及に努めます。

令和 6 年度 (2024 年度)

谷田部西地域包括支援センター

事業計画 (案)

社会福祉法人 筑南会

## 第1 地域包括支援センター運営体制

【谷田部西地域包括支援センター職員配置状況】令和6年(2024年)4月1日時点

職 種	常勤専従	非常勤専従
社会福祉士	2	1
主任介護支援専門員	1	0
保健師（または看護師）	1	0

【谷田部西地域包括支援センター担当圏域（中学校区）】

谷田部西圏域（谷田部中学校区、高山中学校区、みどりの学園義務教育学校区）

【参考】谷田部西圏域の高齢者の概況（令和6年(2024年)4月1日現在）

日常生活圏域	高齢者人口	高齢化率	認定者数	認定率
谷田部西圏域	8,035人	15.61%	1,368人	17.03%
つくば市	49,192人	19.29%	8,131人	16.53%

圏域の特性として、歴史ある商業・農業等を中心とした地区や高齢化が進む団地やつくばTXみどりの駅、万博記念公園駅周辺の開発地区等それぞれの地区の特徴がみられる。子育て世代の移住人口が増えている一方で、世代間交流が希薄になっている。独居高齢者、高齢者世帯の増加により高齢者の生活実態が変化し、その中で支援の必要性のある高齢者が増加することが考えられる。

## 第2 業務実施内容

### 1 包括的支援事業（谷田部西地域包括支援センターの運営）

#### (1) 総合相談支援業務

##### ア 地域におけるネットワークの構築【重点項目】

- ・日常の相談業務でのセンター独自のチラシ配布、民生委員児童委員連絡協議会等への参加、地域の関係機関への訪問等、継続的に広報活動を行い、谷田部西地域包括支援センター（以下、センター）の周知に努める。
- ・谷田部西圏域別ケア会議での事例検討を通して、地域の関係者、関係機関と連携を図る。
- ・地域の社会資源の情報把握に努め、市作成の資料を職員間で共有し、適切な情報提供を行う。（高齢者の地域包括ケアのためのミニ知識、ハートページ、在宅医療と介護のサービスマップ等）

- ・BCPについて定期訓練、見直しを行い、ブラッシュアップしていく。また、市、委託センター、地域や関係機関との連携について検討していく。

#### イ 実態把握

- ・市から依頼のあった高齢者台帳及び国保データベース（KDB）システムに基づく実態把握や支援を必要とする高齢者の把握及び支援を行う。
- ・日々の相談活動、関係機関、地域の関係者等と協働して、新たな対象者を含め必要な実態把握を行う。

#### ウ 総合相談支援【重点項目】

- ・3職種の専門性を活かし、迅速・適切な対応ができるよう配慮して総合相談支援を行う。
- ・複合化・複雑化した課題を抱える個人や世帯に対する適切な支援を行うため必要に応じて適切な支援関係機関につなぐ支援を行う。
- ・ケースごとに市の関係課と連携体制を構築する。
- ・市とケース共有会議を行うことで圏域の課題等共有する。
- ・総合相談の実践力向上に努める。

### (2) 権利擁護業務

#### ア 成年後見制度の利用促進

- ・事業所内にパンフレットを置き、地域住民に啓発・利用促進に努める。相談活動において利用の必要があると考えられる地域住民またはその親族等に対して、パンフレットを活用し説明を行い、つくば市成年後見センター等関係機関と連携を図る。

#### イ 高齢者虐待への対応

- ・つくば市高齢者虐待防止マニュアルに基づき、速やかに状況把握を行い、市と連携し適切な対応を行う。
- ・県の作成するポスターの掲示、パンフレットの活用等により、啓発を行い、予防や早期発見につなげる。
- ・つくば市虐待防止ネットワーク実務者会議、権利擁護研修会へ参加し、対応業務の質の向上や関係機関等との連携強化を行う。

#### ウ 消費者被害の防止

- ・国民生活センターの情報などに留意して、消費者被害の予防に努める。
- ・地域の関係者等からの情報収集に努め、被害が疑われる事例を発見した場合には消費者生活センターと連携して問題解決を図る。

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

#### ア 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

- ・谷田部西圏域別ケア会議を開催し、その中で介護支援専門員、地域の関係機関との連携を図る。
- ・介護支援専門員が介護保険サービス以外のインフォーマルな社会資源を活用できるように情報の把握・提供に努める。

#### イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

- ・つくばケアマネジャー連絡会に参加協力をして、連携を図る。
- ・介護支援専門員との情報交換、積極的に情報発信を行い、情報共有・災害時等の協力体制など連携体制を整えていく。

#### ウ 日常的な個別指導・相談

- ・介護支援専門員に対して個別相談の対応や、居宅サービス計画作成、ケアマネジメント過程における課題等の相談助言等の支援を行う。

#### エ 困難事例等の相談・助言

- ・支援困難事例について、各専門職や関係機関等と連携して具体的な支援方針を検討し、介護支援専門員と協働していく。

## 2 包括的支援事業（社会保障充実分）

### (1) 在宅医療・介護連携推進事業への協力

- ・地域住民、地域の医療、介護関係者から相談を受けつけ、連携の調整や社会資源の紹介を行う。
- ・市が作成する「ハートページ」、「在宅医療と介護のサービスマップ」「多職種連携のためのツール」等を有効に活用する。
- ・市が主催する会議や研修会、講演会等に参加し、関係機関との連携の強化に努める。
- ・地域住民に在宅医療・介護についての普及啓発を行う。

### (2) 生活支援体制整備事業への協力

- ・生活支援体制整備事業関連の会議に参加協力する。また、生活支援コーディネーターと連携するとともに市民への普及啓発等、市と協働して取り組む。

### (3) 認知症総合支援事業への協力

- ・認知症サポーター養成講座の開催協力、キャラバンメイト連絡会、認知症カ

フェへの参加協力を行う。

- ・認知症ケアパスの普及や認知症初期集中支援チームと連携して早期発見、早期治療が行えるように協力して支援する。
- ・認知症地域支援推進員を配置し、市、委託センターと連携を強化して認知症施策に取り組む体制を構築する。

#### (4) 地域ケア会議推進事業への協力

##### ア つくば市地域ケア会議

- ・市が主催するつくば市地域ケア会議に参加協力する。

##### イ 谷田部西圏域別ケア会議

- ・年 3 回開催し、介護支援専門員、関係機関等とのネットワークの構築を図る。また、会議で把握した課題を地域作りや不足している社会資源につなげられるよう取り組む。

##### ウ 自立支援型ケア会議

- ・つくば市自立支援型ケア会議に圏域の対象者がいる場合、随時参加し、要支援者等の生活行為等を明確にし、状態改善・自立支援・重度化予防及び生活の質の向上につながるよう支援する。

##### エ クイックケア会議・ピックアップケア会議

- ・介護支援専門員、相談者等からの要望に応じて、必要時クイックケア会議を随時開催し、支援方法を協議する。また、クイックケア会議では解決が困難な場合は、市と連携して在宅医療・介護連携・自立支援等のケースについてピックアップケア会議で支援方法を協議する。

### 3 総合事業

#### (1) 介護予防・生活支援サービス事業への協力

##### 介護予防ケアマネジメント事業（第一号介護予防支援事業）

要支援者及び日常生活総合事業対象者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く）に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、心身の状況や環境等に応じて、高齢者本人の選択に基づき、介護予防や生活支援サービス事業等が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。

## (2) 一般介護予防支援事業等への協力

### ア 介護予防把握事業

- ・市で高齢者台帳や国保データベース（KDB）システム等から抽出した谷田部西圏域内の支援が必要な高齢者を把握し、市と連携しながらお元気訪問による相談支援や介護予防事業へのつなぎ等を行う。

### イ 介護予防普及啓発事業【重点項目】

- ・総合相談の内容に応じて、介護予防についての普及啓発に努める。
- ・地域住民の要望を把握し、介護予防の普及啓発に資する出前講座を実施する。
- ・市と協働してフレイルサポート教室を行う。

## 4 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となるよう要支援認定者及び基本チェックリストによる事業対象者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状態、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整を行う。

令和6年度(2024年度)  
桜地域包括支援センター  
事業計画(案)

医療法人社団 桜水会

## 第1 運営体制

### 【センター概要】

名称：桜地域包括支援センター

所在地：つくば市大角豆 1806-3

### 【職員配置】

令和6年4月1日時点

職種	専従	兼務
社会福祉士	2	0
保健師（または看護師）	2	0
主任介護支援専門員	1	0
合計	5	0

### 【令和6年度（2024年度）担当圏域】

桜中学校・竹園東中学校・並木中学校・吾妻中学校の各中学校区

### 【参考】住民基本台帳 ※令和6年(2024年)4月1日現在

日常生活圏域	高齢者人数(人)	高齢化率(%)	認定者数(人)	認定率(%)
桜地区	9,193	15.22	1,370	14.9
市全体	49,192	19.29	8,131	16.53

※圏域の特性：高齢化率が6圏域中5番目であり、一見低く見えますが、若年層が多い中心部と高齢者層が多い周辺部の地域での発展衰退格差が大きな課題となっています。

## 第2 業務実施内容

### 1 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

#### (1) 総合相談支援業務

##### ア 地域におけるネットワークの構築【重点項目】

- ・日常の相談業務を行う中で桜地域包括支援センター通信の定期発行の継続やチラシの配布などを通して、センターの広報活動を実施していきます。
- ・圏域別ケア会議を活用した地域の関係者、関係機関との連携を強化していきます。
- ・相談時には「ハートページ」等の市が発行しているパンフレットを活用していきます。
- ・地域の社会資源について把握し、支援活動の中で活用に努めます。

## イ 実態把握

- ・日常の相談や民生委員等地域の関係者との連携の中から、支援を必要とする高齢者を把握し、支援を行います。
- ・つくば市地域包括支援課から依頼があった介護予防把握事業（お元気訪問）を行い、支援を必要とする高齢者を把握し、支援します。

## ウ 総合相談支援【重点項目】

- ・センター内の3専門職の専門性を活かし、情報共有ながら、地域住民からの相談に対応し、対応が困難な場合は、市や関係機関と連携し対応します。
- ・地域包括支援センターの定例会に参加し、桜圏域に応じた地域包括支援のネットワーク構築を図ります。
- ・地域包括支援センター定例会や家族介護者支援、ひきこもり、生活困窮、入退院支援、成年後見、障害福祉、虐待等の各種勉強会への参加を通して、知識を習得し、重層的課題を持つ地域住民への総合相談に対応します。

## (2) 権利擁護業務

### ア 成年後見制度の利用促進

- ・成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、成年後見制度のパンフレットを活用し、市やつくば成年後見センターと連携して、意思決定支援に努めます。
- ・成年後見制度のパンフレット等を活用し、地域住民への啓発に努めます。
- ・研修会へ参加し、成年後見制度の理解を深め、相談等に活かしていきます。

### イ 高齢者虐待への対応

- ・つくば市高齢者虐待対応マニュアルに基づいた対応を行います。
- ・市と連携し、パンフレット等を活用しての啓発活動を行い、虐待の防止及び早期発見に努めます。
- ・つくば市虐待防止ネットワーク実務者会議等に参加し、関係機関と連携を図りネットワーク作りに努めます。
- ・虐待防止措置に基づいた委員会の開催、研修を実施します。

### ウ 消費者被害の防止

- ・パンフレット等を活用し、地域住民への情報提供や消費者被害の予防・啓発を行います。
- ・消費生活センターと市と連携し、消費者被害の未然防止と問題解決を図ります。
- ・日々の相談業務の中で、被害や被害が疑われる事例を把握していきます。

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

#### ア 包括的・継続的なケア体制の構築

- ・桜圏域ケア別会議の開催を通して、介護支援専門員と地域の関係機関との連携を支援します。
- ・桜圏域別ケア会議の事例提示を介護支援専門員の他、リハビリ職等に依頼し、桜圏域の地域課題抽出に向けた事例検討を実施します。
- ・「高齢者の地域包括ケアのためのミニ知識」や「桜圏域版社会資源」等を活用し、介護支援専門員が介護保険サービス以外の地域における様々な社会資源を活用できるよう支援します。
- ・対応困難なケースについては、クイック会議を開催し、対応方法を協議していきます。
- ・業務継続計画（BCP）、感染症の予防及びまん延防止のための措置に基づいた研修や訓練の実施、委員会を開催します。

#### イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

- ・つくばケアマネジャー連絡会、つくば市主任介護支援専門員連絡会に参加し、介護支援専門員との連携を図ります。

#### ウ 日常的な個別指導・相談

- ・介護支援専門員に対する個別相談の対応、居宅サービス計画の作成およびサービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地からの相談、支援を行います。
- ・介護支援専門員の資質向上を図る観点から、制度や施策等に関する情報提供を行います。

#### エ 困難事例等への指導・助言【重点項目】

- ・介護支援専門員が抱える困難事例について、関係機関等と連携し、支援方針を検討し、指導助言等を行います。

## 2 包括的支援事業（社会保障充実分）

### (1) 在宅医療・介護連携推進事業

- ・在宅医療等に関する研修や意見交換に参加し、医療や介護との連携を図ります。
- ・「連携タイム」、「退院前情報共有チェックリスト」、「在宅医療と介護のサービスマップ」、「わたしの生き方ノート（エンディングノート）」等の活用を促進します。
- ・地域住民や関係者からの相談に対して、医療機関や介護施設等との連携や調整を行っていきます。
  - ・地域住民に在宅医療・介護についての普及啓発を行います。

## (2) 生活支援体制整備事業

- ・第1層協議体会議、第2層協議体会議に参加し、生活支援コーディネーターと連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ります。
- ・把握した地域資源やニーズを整理し、情報提供やマッチング、地域住民主体の支えあい活動の支援を行います。

## (3) 認知症総合支援事業

- ・つくば市キャラバン・メイト連絡会、認知症サポーター養成講座及びステップアップ講座等の開催に参加、協力していきます。
- ・認知症カフェ、本人・家族ミーティング等の周知を行います。
- ・認知症初期集中支援チームと連携し、対象者を必要な医療や介護へ繋げられるよう支援していきます。
- ・市民向け認知症ケアパス、認知症高齢者等 SOS ネットワーク事業、おでかけ見守りシール、認知症高齢者等保護事業（GPS 貸出）、認知症支援メールの普及啓発を行います。
- ・認知症地域支援推進員を配置し、つくば市と連携しながら、認知症施策に取り組んでいきます。

## (4) 地域ケア会議推進事業

- ・つくば市地域ケア会議に参加、協力していきます。
- ・桜圏域ケア会議を開催し、市や関係機関と連携し、地域課題の把握に努めます。
- ・つくば市自立支援型個別ケア会議に出席し、要支援者等の生活行為の課題等を明確にし、課題の解決を行うことにより、状態の改善に導き、自立支援、重度化予防及び高齢者等の生活の質の向上につながるよう支援していきます。
- ・ケアマネジャー、地域住民、対象者本人及び家族等からの要望に応じ、早期検討が必要なケースについては迅速にクイック会議を随時開催し、対応方法を協議していきます。【重点項目】
- ・クイック会議では解決が困難な在宅医療・介護連携、介護支援などのケースについては、ピックアップ会議等で市と協働して対応方法を検討していきます。
- ・地域課題評価会議に出席し、地域課題を整理し、事業への取り組み方向性を考えていきます。

### 3 指定介護予防支援事業

- ・要支援認定者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、介護予防サービス計画の作成及び、指定介護予防サービス等の提供が確保されるように関係機関との連絡調整等を行います。

### 4 総合事業

#### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

##### ア 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

- ・要支援者（指定介護予防支援又は特例介護予防サービス計画費に係る介護予防支援を受けている者を除く）及び日常生活支援総合事業対象者に対して、予防や生活支援サービス事業等が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。

##### イ 短期集中予防サービス「訪問型サービスC」

- ・運動機能向上プログラムや低栄養改善、口腔機能向上プログラムが必要な方への周知、利用の推奨を行います。

#### (2) 一般介護予防事業

##### ア 介護予防把握事業

- ・国保データベース（KDB）システム抽出者（介護保険未利用者及び期限切れ者、低栄養・オーラルフレイル該当者、健診未受診者、介護保険費該当者）の実態把握訪問を行い、閉じこもりや認知症が疑われる方等、何らかの支援を要する高齢者を把握し、相談・支援及び必要なサービス利用へ繋げていきます。

##### イ 介護予防普及啓発事業

- ・地域住民や学生、生活支援コーディネーター等と連携しながら、つくばレジェンド研究セミナーを開催し、介護予防普及啓発事業、生活支援体制整備事業、認知症総合事業を統合した事業として、高齢者の集う場や生きがいづくり等の支援をします。
- ・フレイルサポート教室を市と協働で開催し、介護予防支援を行います。
- ・出前講座等で地域へ出向き、地域住民へ認知症や介護予防等の啓発活動及び地域課題の把握に努めます。

##### エ つくば市地域リハビリテーション活動支援事業

- ・総合相談や訪問等でチラシを用い事業を周知し、希望者に対しては事業の利用に繋げていきます。

##### オ 傾聴ボランティア事業

- ・市と協働して、傾聴ボランティア事業の周知活動を行い、希望者に対しては事業の利用に繋げていきます。

令和6年度(2024年度)  
谷田部東地域包括支援センター  
事業計画(案)

医療法人社団 みなみつくば會

## 第1 地域包括支援センター運営体制

### 【センター概要】

名称：谷田部東地域包括支援センター

受託法人：医療法人社団みなみつくば會

住所：つくば市手代木1932 サンシャインつくばリゾート内

### 【職員配置】令和6年(2024年)4月1日時点

職種	職員	備考
社会福祉士	1	
保健師	1	(他1名育児休業中)
主任介護支援専門員	1	センター長兼務
介護支援専門員	0.5	
合計	3.5	

※3職種は常勤専従、介護支援専門員は非常勤。

※4.5名体制を確保できるよう求人を継続する。

※就労継続できる環境を確保するため、メンタルケアおよび教育体制の検討を行う。

### 【令和6年度(2024年度)担当圏域】

手代木中学校、春日学園義務教育学校、谷田部東中学校、学園の森義務教育学校、研究学園中学校の5中学校区域

### 【参考】日常生活圏域別 高齢化率

谷田部東地区	高齢者人数(人)	高齢化率(%)	認定者数(人)	認定率(%)
R6.4.1現在	8,416	12.50	1,205	14.32
参考) R5.4.1	8494	12.30	1,215	14.30

## 第2 業務実施内容

### 1 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

#### (1) 総合相談支援業務

##### ア 地域におけるネットワークの構築【重点項目】

- ・地域包括支援センター周知広報の実施（相談者や関係機関へチラシ配布、ホームページ更新、高齢者が集まる場所での案内など）
- ・地域の関係者、関係機関との連携強化
- ・地域の社会資源の把握と活用

市発行のパンフレットおよびセンターによる情報収集と整理

## イ 実態把握

- ・市より提供の名簿に基づき訪問を行う（主に保健師が対応）
- ・民生委員等地域の関係者と連携し、支援が必要な方の対応を実施する。
- ・自宅訪問を基本として実生活の把握を行う。
- ・ふれあいサロン等に出向き顔の見える関係を作ることで、相談しやすい環境を作りを行う。
- ・過去の相談等で継続的に状況把握が必要な方への介入継続を行う。

## ウ 総合相談支援

- ・電話、メール、訪問、来所の様々な形態で相談対応を行う。希望に応じオンライン相談も利用する。
- ・土日祝日も希望に応じ対応を調整し、相談機会の確保を図る。
- ・休日、夜間は併設施設と協力し24時間の相談対応ができる体制を維持する。
- ・市関係部署（生活保護、障害、子育て、男女共同など）や関係機関への積極的な相談実施と連携体制の構築を進める。
- ・日常的に地域包括支援課へケース共有や相談を行い、支援の方向性を協議する。
- ・主に担当する職員が不在の場合でも対応できるよう、即日記録を行うとともに、毎朝情報共有や事例検討を行う。
- ・センター定例会や各種研修等で支援に必要な様々な知識の習得を継続し、ネットワーク構築を図りながら、それらを活用した支援ができるようにする。併せて各職種に応じた知識・技術の向上をはかり、職種特性を活用した相談支援ができるようにする。
- ・対応が長期化している事例については、ケース検討を行い新たな対応方法を検討するなどして支援終了までの時間短縮を試みる。また、数的検討を行うなどして地域課題になりうるかの評価を行う。

## (2) 権利擁護業務

### ア 成年後見制度の利用促進

- ・成年後見制度の利用が必要と判断される方やその家族に対し、制度の情報を提供する。
- ・市やつくば成年後見センター、近隣で後見業務を実践している専門職等と連携し制度利用の支援を行う。親族による申立てを行う場合、必要に応じ情報シート作成などの支援も提供する。
- ・成年後見制度や意思決定支援について、家族や介護支援専門員に対し周知啓発を行う。
- ・対応力向上のための研修参加。

### イ 高齢者虐待への対応

- ・つくば市高齢者虐待対応マニュアルに基づいた支援の実施。
- ・虐待の防止及び早期発見の体制整備を進める。関係機関、民生委員、専門職等

に対して周知啓発の実施。

- ・虐待が疑われるまたは虐待と判断されるときは、早急に解消を図ることができるよう市担当課や関係課への働きかけを行うとともに、必要な支援調整を実施する。【重点項目】
- ・被虐待者に関する代弁機能を発揮しながら、養護者の理解を求めるとともに適切な支援を実施する。
- ・対応力向上のための研修参加。

#### ウ 消費者被害の防止

- ・消費者被害の現状把握や資料等設置による啓発活動の実施。
- ・消費生活センターと連携し、消費者被害の未然防止を図るとともに発生時の早期対応を実施する。
- ・日常の相談対応の中で、被害や疑わしい事例の把握を実施する。

### (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

#### ア 包括的・継続的なケア体制の構築

- ・圏域別ケア会議（年 3 回）、ピックアップケア会議、自立支援型ケア会議への事例提示と随時参加。会議参加者の拡大を図り、広い視点で課題解決策を探る。
- ・クイック会議は必要時に随時開催する。助言を得られる専門職の拡大を目指す。
- ・市発行のパンフレット以外にも社会資源情報の収集・整理を継続し、介護支援専門員などの専門職が地域の様々な社会資源を活用できるよう支援する。
- ・地域住民による支えあい活動やイベントの情報も、随時提供できるようにする。
- ・不足する社会資源の確保や解決策の検討を行う。
- ・医療機関や障害事業所、各種相談支援機関等とのネットワーク拡大に努め、重層的課題を抱える方の支援を的確に実施する。

#### イ 地域における介護支援専門員のネットワークの活用

- ・つくば市ケアマネジャー連絡会および役員会に参加し、介護支援専門員として必要な情報や知識・技術を確保するとともに、発信共有を図る。
- ・介護支援専門員同士のネットワーク形成に努める。

#### ウ 日常的な個別指導・相談

- ・介護支援専門員に積極的に声をかけ、不安や要望などを相談しやすい関係づくりを継続する。
- ・介護支援専門員に対し、同行訪問やサービス担当者会議等の開催支援、居宅サービス計画作成の助言指導など、専門的な見地から個別相談対応を行う。
- ・介護支援専門員の資質向上を図るため、制度や施策等に関する情報提供を行う。

#### エ 困難事例等への指導・助言

- ・介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針をともに考え、状況に応じてカンファレンス等の開催を支援する。

- ・家族支援が必要、重複課題を抱える事例など重層的支援が必要なケースに関し、高齢分野に限らない支援関係者を含めたカンファレンス等や役割分担を行い課題解決を図る。

## 2 包括的支援事業（社会保障充実分）

### (1) 在宅医療・介護連携推進事業

- ・医療機関や介護事業所等からの相談を受け付け、必要に応じた支援を行う。
- ・入退院時や外来受診時にMSW等と連携し、アセスメント共有や介護保険申請・サービス利用支援、その他の社会資源の導入支援などを行う。
- ・市などが開催する会議や研修に参加し、支援に必要な知識の習得を行う。
- ・地域住民が集まる場へ出向いた際に、在宅医療や介護に関する普及啓発を行う。

### (2) 生活支援体制整備事業

#### ア 第1層協議体会議

- ・第1層協議体に参加し、市全域の生活課題を把握する。不足する生活支援サービスについて地域住民の意見聴取等の実態把握に協力するとともに、支援体制の整備に協力する。

#### イ 第2層協議体会議

- ・生活支援コーディネーターと連携し「地域支えあい会議」等に参加する。
- ・地域住民同士の話し合いの場に参加し地域課題を把握するとともに、住民主体の支えあい活動の創出にセンターとして協力できることを探り支援する。
- ・既存の住民主体の支えあい活動を把握し、訪問等を行う。

### (3) 認知症総合支援事業

- ・認知症サポーター養成講座認知症サポーターステップアップ講座の開催支援  
幅広い世代への認知症の理解を深めるため、圏域内の団体等に実施を呼びかけ講座を開催する。
- ・認知症の方を地域で支えたいと考える方を募り、集う機会を提供するとともに活動を創出する支援を行う。
- ・つくば市キャラバン・メイト連絡会の参加と運営支援
- ・認知症声かけ模擬訓練の実施
- ・認知症カフェinおはなりの運営支援
- ・認知症初期集中支援チームの活用と協働
- ・認知症地域支援推進員による活動実践【重点項目】  
若年性認知症の方を対象とした本人ミーティング、家族ピアミーティングの開催  
認知症疾患医療センター等関係機関との連携による事業支援  
認知症高齢者等SOSネットワーク事業、認知症支援メールの周知、拡大
- ・認知症の本人が活動できる場所の創出

#### (4) 地域ケア会議推進事業

##### ア つくば市地域ケア会議

つくば市地域ケア会議に参加し、市全域で抱える生活課題を把握するとともに、地域課題の解決に向けた協議と実践を行う。

##### イ 圏域別ケア会議

- ・圏域別ケア会議を年間3回開催する。
- ・個別ケースの課題解決方法を多職種協働で探る。
- ・ケース検討を通じて地域に共通する課題を抽出し、地域づくりや新たな資源開発につなげる。

##### ウ つくば市自立支援型個別ケア会議 対象者がいる場合に随時参加

- ・要支援者等の生活行為の課題等を明確にし、課題の解決の方法を介護支援専門員と共に検討する。これにより、状態の改善・自立支援・重度化予防及び生活の質の向上につなげる。

##### エ クイックケア会議

- ・必要が生じた際に随時開催する

##### オ ピックアップケア会議

- ・エで解決が困難な事例は、より多くの専門職による助言を得て解決を図る

### 3 総合事業

#### (1) 介護予防・生活支援サービス事業【重点事業】

##### 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

- ・要支援および事業対象者認定者に対し、予防や生活支援サービス等が適切に提供されるよう介護支援専門員と連携して必要な援助を行う。
- ・支援内容の調整に当たっては、短期集中予防サービス「訪問型サービスC」の利用可能性を十分に検討する。
- ・「自立支援」の在り方を考慮し、サービスに頼らない生活の可能性を探り、その実現に向けて介護支援専門員および対象者への動機づけを行う。
- ・買物支援など不足傾向にある社会資源の確保にむけ、手法の検討や関係各所への働きかけを行う。

#### (2) 一般介護予防事業

##### ア 介護予防把握事業

- ・国保データベース（KDB）システムから抽出された対象者に対し、訪問等による相談支援や介護予防事業への橋渡し、継続的なモニタリングを行う。

##### イ 介護予防普及啓発事業

- ・R7.1 にフレイルサポート教室開催を予定。

##### ウ その他市事業の紹介や利用支援を行う

#### 4 指定介護予防支援事業

- ・要支援認定者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、介護予防サービス計画を作成するとともに、指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整等を行う。
- ・ケアマネジャー調整が困難な方へのフォローおよび対策の検討
- ・支援困難事例に対するアセスメント補助や、各種後方支援を行う。

#### 5 事業所運営

##### (1) 運営規程関係

###### ア 業務継続計画

- ・災害用・感染症対策用共に原則として4月に見直しを行う。年度途中で改定が必要となった場合は随時変更を実施する。
- ・業務継続計画に係る研修・訓練は併設施設と合同で実施する。

###### イ 感染症の予防およびまん延防止のための措置

- ・感染症予防の指針を整備する。
- ・6月および12月に感染症対策委員会および研修（訓練含む）を実施する。

###### ウ 虐待防止措置

- ・虐待防止の指針を整備する。
- ・6月および12月に虐待防止のための研修を行う。
- ・外部で行われる研修を随時受講するとともに、市が主催する委員会や研修にも随時参加する。

##### (2) 業務関係

- ・業務の標準化を図るため、各職種および共通業務の手順書作成に着手する。
- ・役割分担の再確認を行い、業務量の平均化を図る。
- ・業務に起因する心身の負荷を軽減する方法を探り、職員の定着を促進する。

## 筑波地域包括支援センター 委託居宅介護支援事業所

	事業所名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	事業所番号	備考
1	アイシーネット介護センター	029-896-5300	029-850-6603	305-0004	つくば市柴崎1055	0872000518	
2	あいりレー介護ステーションつくば	029-877-3322	029-877-3366	300-2622	つくば市要273-1	0872002571	
3	あんじゅ	029-879-0092	029-879-1192	300-3261	つくば市花畑1-14-6 プロスパー102号	0872001680	
4	いちほら病院介護支援センター	029-864-7336	029-864-5881	300-3295	つくば市大曾根3681	0872000054	
5	介護支援センター つくば	029-846-2808	029-847-1314	300-2642	つくば市高野439	0872003181	
6	ケアサポートセンター筑波園 居宅介護支援事業所	029-867-5011	029-896-3620	300-4231	つくば市北条1180-2	0872000138	
7	ケアプランセンター長寿館	029-855-0184	029-855-0189	305-0043	つくば市大角豆1807-1	0872000591	
8	ケアマネジメントセンターまどか	029-867-5233	029-867-6118	300-4231	つくば市北条196	0872002084	
9	コスモス居宅介護支援事業所	0296-52-7850	0296-52-5302	300-4503	筑西市宮後504-1	0872700489	
10	市民の森なみき 居宅介護支援事業所	029-846-6305	029-846-5665	305-0044	つくば市並木4-4-2-104 並木ショッピングセンター内	0872003249	
11	居宅介護支援事業所 なかよし	029-867-6677	029-867-6677	300-4231	つくば市北条4326-2	0872001839	
12	居宅介護支援事業所シニアガーデンアネックス	029-867-7800	029-867-7802	300-4245	つくば市水守1189-5	0872002597	
13	居宅介護支援事業所なでしこ	029-864-6565	029-877-3771	300-4245	つくば市水守2228-2	0872001052	
14	居宅介護支援事業所ひまわり	029-867-0127	029-867-1195	300-4231	つくば市北条85	0872002563	
15	居宅介護支援事業所幸寿苑	029-867-7651	029-867-7652	300-4248	つくば市磯部15	0872001516	
16	居宅介護支援事業所飯田医院つくばの里	029-866-2480	029-866-2450	300-4353	つくば市沼田101	0872002100	
17	居宅介護支援事業所 アリエッタ	029-867-1182	029-867-1082	300-4231	つくば市北条1174	0872000047	
18	社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会	029-879-5923	029-879-5501	300-3257	つくば市筑穂1-10-4	0872000021	
19	筑波メディカルセンター 居宅介護支援事業所	029-855-6505	029-855-4758	305-0005	つくば市天久保1-1-1	0872000039	
20	筑波メディカルセンター 居宅介護支援事業所いしげ	0297-21-3972	0297-21-6735	300-2706	常総市新石下3768番地	0871100871	

荃崎地域包括支援センター 委託居宅介護支援事業所

	事業所名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	事業所番号	備考
1	アサヒサンクリーンケアプランセンターつくば	050-3827-1880	029-836-3552	300-2655	つくば市島名2298(諏訪C12-9)X-STAGE 001号室	0872003454	
2	あずみ苑高見原	029-878-5121	029-878-5122	300-1252	つくば市高見原2-10-77	0872001623	
3	おはなりハ ケアマネステーション	029-879-8828	050-4561-3333	305-0821	つくば市春日2-18-8 永大ビルB号室	0872003322	
4	介護支援センターつくば	029-846-2808	029-847-1314	300-2642	つくば市高野439	0872003181	
5	居宅介護支援事業所ケアフレンズ	0297-63-5090	0297-63-2293	300-1511	取手市桐木2497-2サンハイムヨシダ102	0871701660	
6	居宅介護支援事業所つつじが丘	080-9883-8002	029-895-9477	300-1236	牛久市田宮町391-33	0871901278	
7	居宅介護支援事業所ゆう	029-828-4283	029-828-4284	305-0881	つくば市みどりの1-1-4グランドパレスNS-10 307号室	0872003397	
8	居宅プランセンター煌	029-879-9266	029-879-9267	305-0051	つくば市二の宮2-7-2サンシティ色川101号室	0872002936	
9	ケアパートナーつくば	029-839-0311	029-836-5890	305-0074	つくば市高野台3-5-1	0872000955	
10	ケアプランセンター柏田長寿館	029-830-7766	029-830-7622	300-1232	牛久市上柏田2-36-24	0871900536	
11	ケアプランセンター風の村	029-893-6120	029-893-6121	300-0044	土浦市大手町4-13	0870303187	
12	ケアプランセンター華林 つくば営業所	029-886-3987	029-896-3878	305-0074	つくば市高野台2-11-6ソレアードTSUKUBA101	0872003389	
13	ケアプランセンター千の杜	0297-44-7085	0297-44-7568	303-0044	常総市菅生町1319-1	0871100590	
14	ケアプランセンターぬくもり	090-7401-6385	029-876-5045	300-1256	つくば市森の里97-1	0872003330	
15	ケアプランセンターはなみずき	029-896-6010	029-896-3023	305-0063	つくば市下原525-1	0872002472	
16	合同会社 わかたけ居宅介護支援事業所	070-3105-7098	0297-62-2433	301-0816	龍ヶ崎市大徳町739-9	0870801420	
17	コミュニティガーデンつくば居宅介護支援センター	080-9529-5805	029-896-6032	300-1260	つくば市西大井1733-33	0872002480	
18	指定居宅介護支援事業所そよかぜ	029-836-7990	029-836-1937	305-0854	つくば市上横場2573-1	0872000120	
19	指定居宅介護支援事業所大地と大空	029-879-8102	029-879-8103	300-1259	つくば市稲荷原1241-1	0872002035	
20	指定居宅介護支援事業所ほほえみ	029-802-9799	029-802-9788	300-1223	牛久市城中町1955-23	0871901047	
21	市民の森つくば居宅介護支援事業所	029-886-7787	029-893-3608	305-0031	つくば市吾妻3-7-17サテライトハウス筑波学園204	0872002795	
22	市民の森なみき居宅介護支援事業所	029-846-6305	029-846-5665	305-0044	つくば市並木4-4-2-104並木ショッピングセンター内	0872003249	
23	社会福祉法人 愛信会 介護保険センターくきの里	029-840-1169	029-846-1225	300-1274	つくば市上岩崎1845-27	0872000658	
24	社会福祉法人 千羽鶴 居宅介護支援事業所 桜華	029-886-9700	029-886-9701	305-0004	つくば市柴崎79-2	0872003199	
25	社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会	029-879-5923	029-877-6031	300-3257	つくば市筑穂1-10-4	0872000021	
26	ソーシャルワーカーズオフィス吉田	0299-59-7338	0299-56-3621	315-0052	かすみがうら市下稲吉字向原4254-2	0873000137	
27	つくば双愛居宅介護支援事業所	029-873-2771	029-873-1021	305-1245	つくば市高崎1008	0872000666	
28	筑波メディカルセンター居宅介護支援事業所	029-855-6505	029-855-4758	305-0005	つくば市天久保1-1-1 筑波メディカルセンター病院メディカルスクエア2F	0872000039	
29	ふきのとうつくば	029-846-6399	029-859-2781	305-0051	つくば市二の宮3-10-3セント・ピュア103	0872003025	
30	みなみつくば会居宅介護支援事業所	029-836-6617	029-836-6618	305-0861	つくば市谷田部6107-1	0872001433	

大穂豊里地域包括支援センター 委託居宅介護支援事業所

	事業所名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	事業所番号	備考
1	アイシーネット介護センター	029-896-5300	029-850-6603	305-0004	つくば市柴崎1055	0872000518	
2	あいりレー介護ステーションつくば	029-877-3322	029-877-3366	300-2622	つくば市要273-1	0872002571	
3	アドニスケアプラン	029-893-3263	029-893-3264	300-3257	つくば市筑穂3-5-3	0872002662	
4	あんじゅ	029-879-0092	029-879-1192	300-3261	つくば市花畑1-14-6 プロスパー102号	0872001680	
5	いちほら病院介護支援センター	029-864-7336	029-864-5881	300-3295	つくば市大曾根3681	0872000054	
6	ウエルシア介護サービスつくば	029-848-2008	029-848-2108	300-2648	つくば市豊里の杜2-1-1	0872000450	
7	ウエルシア介護サービス牛久	029-871-5918	029-871-4138	300-1216	牛久市神谷5-1-1	0871900130	
8	ウエルシア介護サービス常総	0297-30-8313	0297-42-1376	300-2706	常総市新石下3930-1	0871100319	
9	介護支援センター つくば	029-846-2808	029-847-1314	300-2642	つくば市高野439	0872003181	
10	ケアプランセンター長寿館	029-855-0184	029-855-0189	305-0043	つくば市大角豆1807-1	0872000591	
11	ケアマネジメントセンターまどか	029-867-5233	029-867-6118	300-4231	つくば市北条196	0872002084	
12	市民の森つくば居宅介護支援事業所	029-886-7787	029-893-3608	305-0031	つくば市吾妻3-7-17 サテライトハウス筑波学園204	0872002795	
13	ソーシャルワーカーズオフィス吉田	0299-59-7338	0299-56-3621	315-0052	かすみがうら市下稲吉2673-155 (向原土地区画整理地内9街区1-4画地)	0873000137	
14	つくばの杜指定居宅介護支援事業所	029-857-8666	029-857-8663	305-0022	つくば市吉瀬1017-1	0872000104	
15	つくば介護サービスところ	029-860-3501	029-860-3502	305-0035	つくば市松代1-16-13 シャンデバステークB-101号室	0872001458	
16	つくば双愛 居宅介護支援事業所	029-873-2771	029-873-1021	300-1245	つくば市高崎1008	0872000666	
17	居宅介護支援事業所 ケアサポートやたべ	029-836-8809	029-846-7071	305-0867	つくば市境田148-24	0872001904	
18	居宅介護支援事業所シニアガーデンアネックス	029-867-7800	029-867-7802	300-4245	つくば市水守1189-5	0872002597	
19	居宅介護支援事業所なでしこ	029-864-6565	029-877-3771	300-4245	つくば市水守2228-2	0872001052	
20	居宅介護支援事業所幸寿苑	029-867-7651	029-867-7652	300-4248	つくば市磯部15	0872001516	
21	指定居宅介護支援事業 もみじ	029-847-7807	029-847-9452	300-2662	つくば市下河原崎西原729-1	0872000013	
22	社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会	029-879-5923	029-879-5501	300-3257	つくば市筑穂1-10-4	0872000021	
23	新つくばホーム指定居宅介護支援事業所	029-856-4472	029-856-4743	305-0816	つくば市学園の森3-29-2	0872000112	
24	筑波メディカルセンター 居宅介護支援事業所	029-855-6505	029-855-4758	305-0005	つくば市天久保1-1-1	0872000039	
25	筑波メディカルセンター 居宅介護支援事業所いしげ	0297-21-3972	0297-21-6735	300-2706	常総市新石下3768番地	0871100871	
26	美健荘居宅介護支援事業所	029-847-4194	029-847-7664	300-2645	つくば市上郷1438-3	0872000062	
27	居宅介護支援センターつくばらいふ	029-869-8077	029-869-7470	300-3261	つくば市花畑1-17-4	0872002191	
28	ケアプランセンター華林 つくば営業所	029-886-3987	029-896-3878	305-0074	つくば市高野台2-11-6 ソレアードTSUKUBA101	0872003389	

谷田部西地域包括支援センター 委託居宅介護支援事業所

	事業所名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	事業所番号	備考
1	アイシーネット介護センター	029-896-5300	029-850-6603	305-0004	つくば市柴崎1055	0872000518	
2	あいりレー介護ステーションつくば	029-877-3322	029-877-3366	300-2622	つくば市要273-1	0872002571	
3	アサヒサンクリーンケアプランセンターつくば	050-3827-1880	029-836-3552	300-2655	つくば市島名2298番地X-STAGE001号室	0872003454	
4	アドニスケアプラン	029-893-3263	029-893-3264	300-3257	つくば市筑穂3-5-3	0872002662	
5	あんじゅ	029-879-0092	029-879-1192	300-3261	つくば市花畑1-14-6 プロスパー102号	0872001680	
6	いちほら病院介護支援センター	029-864-7336	029-864-5881	300-3295	つくば市大曾根3681	0872000054	
7	医療法人善心会 居宅介護支援ステーション つくば	029-836-0062	029-836-0067	305-0834	つくば市手代木302-2 2階	0872002902	
8	ウエルシア介護サービスつくば	029-848-2008	029-848-2108	300-2648	つくば市豊里の杜2-1-1	0872000450	
9	おはなりハ ケアマネステーション	029-879-8828	050-4561-3333	305-0821	つくば市春日2-18-8 永大ビルB	0872003322	
10	介護支援センター つくば	029-846-2808	029-847-1314	300-2642	つくば市高野439	0872003181	
11	居宅介護支援事業所 糸車	029-845-3421	029-899-7255	305-0067	つくば市館野363-2	0872002910	
12	居宅介護支援事業所「ふなもと」	0297-38-7711	0297-38-6611	300-2511	常総市花島町146-1	0871100749	
13	居宅介護支援事業所いっしんつくば	029-875-9571	029-839-3821	305-0055	つくば市上原23	0870800778	
14	居宅介護支援事業所ケアフレンズ	0297-63-5090	0297-63-2293	300-1511	取手市桐木2497-2サンハイムヨシダ102	0871701660	
15	居宅介護支援事業所ゆう	029-828-4283	029-828-4284	305-0881	つくば市みどりの1-1-4 グランドパレスNS-10 307号室	0872003397	
16	居宅介護支援事業所 はなまる	029-875-8870	029-896-3434	300-0823	土浦市小松1-21-9	0870302890	
17	ケアパートナーつくば	029-839-0311	029-836-5890	305-0074	つくば市高野台3-5-1	0872000955	
18	けあぷらん 木の花さくや	029-828-7120	029-828-7126	300-2651	つくば市鬼ヶ窪1212-11	0872002175	
19	ケアプランセンター ぬくもり	029-876-3673	029-876-5045	300-1256	つくば市森の里97-1	0872003330	
20	ケアプランセンター はなみずき	029-896-6010	029-896-3023	305-0063	つくば市下原525-1	0872002472	
21	ケアプランセンター 柏田長寿館	029-830-7766	029-830-7622	300-1232	牛久市上柏田2丁目36-24	0871900536	
22	ケアプランセンター華林 つくば営業所	029-886-3987	029-896-3878	305-0074	つくば市高野台2-11-6 ソレアードTSUKUBA 101	0872003389	
23	ケアプランセンター風の村	029-893-6120	029-893-6120	300-0044	土浦市大手町4-13	0870303187	
24	コミュニティガーデンつくば居宅介護支援センター	029-896-6031	029-896-6032	300-1260	つくば市西大井1733-33	0872002480	
25	市民の森つくば居宅介護支援事業所	029-886-7787	029-893-3608	305-0031	つくば市吾妻3-7-17 サテライトハウス筑波学園204	0872002795	
26	市民の森なみき 居宅介護支援事業所	029-846-6305	029-846-5665	305-0044	つくば市並木4-4-2-104 並木ショッピングセンター内	0872003249	
27	つくばの杜指定居宅介護支援事業所	029-857-8666	029-857-8663	305-0022	つくば市吉瀬1017-1	0872000104	
28	つくば双愛 居宅介護支援事業所	029-873-2771	029-873-1021	300-1245	つくば市高崎1008	0872000666	

谷田部西地域包括支援センター 委託居宅介護支援事業所

	事業所名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	事業所番号	備考
29	ふきのとう つくば	029-846-6399	029-859-2781	305-0051	つくば市二の宮3-10-3 セイント・ピュア103	0872003025	
30	みなみつくば会居宅介護支援事業所	029-836-6617	029-838-1988	305-0861	つくば市谷田部6107-1	0872001433	
31	介護保険センター くきの里	029-840-1169	029-840-1132	300-1274	つくば市上岩崎1845-27	0872000658	
32	居宅介護支援事業所 ケアサポートやたべ	029-836-8809	029-846-7071	305-0867	つくば市境田148-24	0872001904	
33	居宅介護支援事業所アイリスコート	029-839-3131	029-839-3113	305-0854	つくば市上横場429-1	0872000922	
34	居宅介護支援事業所シニアガーデンアネックス	029-867-7800	029-867-7802	300-4245	つくば市水守1189-5	0872002597	
35	指定居宅介護支援事業 もみじ	029-847-7807	029-847-9452	300-2662	つくば市下河原崎西原729-1	0872000013	
36	指定居宅介護支援事業所 そよかぜ	029-836-7991	029-836-1937	305-0854	つくば市上横場2573-1	0872000120	
37	指定居宅介護支援事業所大地と大空	029-879-8102	029-879-8103	300-1259	つくば市稻荷原1241-1	0872002035	
38	社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会	029-879-5923	029-879-5501	300-3257	つくば市筑穂1-10-4	0872000021	
39	松代ケアセンター そよ風	029-850-3715	029-836-6618	305-0035	つくば市松代4-8-2	0872002365	
40	新つくばホーム指定居宅介護支援事業所	029-856-4472	029-856-4743	305-0816	つくば市学園の森3-29-2	0872000112	
41	筑波メディカルセンター 居宅介護支援事業所	029-855-6505	029-855-4758	305-0005	つくば市天久保1-1-1	0872000039	
42	筑波メディカルセンター 居宅介護支援事業所いしげ	0297-21-3972	0297-21-6735	300-2706	常総市新石下3768番地	0871100871	

桜地域包括支援センター 委託居宅介護支援事業所

	事業所名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	事業所番号	備考
1	アイシーネット介護センター	029-896-5300	029-850-6603	305-0004	つくば市柴崎1055	0872000518	
2	アサヒサンクリーンケアプランセンターつくば	050-3827-1880	029-836-3552	300-2655	つくば市島名2998(諏訪C12-9)X-STAGE001室	0872003454	
3	アドニスケアプラン	029-893-3263	029-893-3264	300-3257	つくば市筑穂3-5-3	0872002662	
4	あんじゅ	029-879-0092	029-879-1192	300-3261	つくば市花畑1-14-6 プロスパー102号	0872001680	
5	いちほら病院介護支援センター	029-864-7336	029-864-5881	300-3295	つくば市大曾根3681	0872000054	
6	ウエルシア介護サービスつくば	029-848-2008	029-848-2108	300-2648	つくば市豊里の杜2-1-1	0872000450	
7	おはなりハケアマネステーション	029-879-8828	050-4561-3333	305-0821	つくば市春日3-12-3 スクロパレス河村202	0872003322	
8	介護支援センター つくば	029-846-2808	029-847-1314	300-2642	つくば市高野439	0872003181	
9	居宅介護支援事業所 はなまる	029-875-8870	029-896-3434	300-0823	土浦市小松1-21-9	0870302890	
10	居宅介護支援事業所アイリスコート	029-839-3131	029-839-3113	305-0854	つくば市上横場字中台429-1	0872000922	
11	居宅介護支援事業所桜華	029-886-9700	029-886-9701	305-0004	つくば市柴崎79-2	0872003199	
12	ケアパートナーつくば	029-839-0311	029-836-5890	305-0074	つくば市高野台3丁目5-1	0872000955	
13	ケアプランセンター はなみずき	029-896-6010	029-896-3023	305-0063	つくば市下原525-1	0872002472	
14	ケアプランセンター風の村	029-893-6120	029-893-6121	300-0044	土浦市大手町4-13	0870303187	
15	ケアプランセンター華林 つくば営業所	029-886-3987	029-896-3878	305-0074	つくば市高野台2-11-6 ソレアードTSUKUBA 101	0872003389	
16	ケアプランセンター柏田長寿館	029-830-7766	029-830-7622	300-1232	牛久市上柏田2-36-24	0871900536	
17	ケアプランセンター長寿館	029-855-0184	029-855-0189	305-0043	つくば市大角豆1807-1	0872000591	
18	ケアマネジメントセンターまどか	029-867-5233	029-867-6118	300-4231	つくば市北条196	0872002084	
19	コミュニティガーデンつくば居宅介護支援センター	029-896-6031	029-896-6032	300-1260	つくば市西大井1733-33	0872002480	
20	つくばの杜指定居宅介護支援事業所	029-857-8666	029-857-8663	305-0022	つくば市吉瀬1017-1	0872000104	
21	つくば介護サービスこころ	029-860-3501	029-860-3502	305-0035	つくば市松代1-16-13 シャンデバステークB-101号室	0872001458	
22	ナラティブケアプランセンター	029-893-4088	029-893-4089	300-0814	土浦市国分町4-15	0870303005	
23	ふきのとう つくば	029-846-6399	029-859-2781	305-0051	つくば市二の宮3-10-3 セイント・ビュア103	0872003025	
24	介護サービスひだまり	029-893-6588	029-893-6587	300-0337	稲敷郡阿見町中郷2-3-4	0873801237	
25	喜楽希楽サービス	029-835-4415	029-835-4901	300-0811	土浦市上高津486-2	0870300845	
26	居宅介護支援事業所 桑林	029-843-3373	029-843-7126	300-0871	土浦市荒川沖東3-17-28	0870301587	
27	居宅介護支援事業所シニアガーデンアネックス	029-867-7800	029-867-7802	300-4245	つくば市水守1189-5	0872002597	
28	居宅介護支援事業所 ほーむ	029-804-3158	029-802-5965	300-0061	土浦市並木3-9-10	0870303237	

桜地域包括支援センター 委託居宅介護支援事業所

	事業所名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	事業所番号	備考
29	美健荘居宅介護支援事業所	029-847-4194	029-847-7664	300-2645	つくば市上郷1438-3	0872000062	
30	居宅介護支援事業所糸車	029-845-3421	029-899-7255	305-0067	つくば市館野363-2	0872002910	
31	市民の森つくば居宅介護支援事業所	029-886-7787	029-893-3608	305-0031	つくば市吾妻3-7-17 サテライトハウス筑波学園204	0872002795	
32	市民の森なみき居宅介護支援事業所	029-846-6305	029-846-5665	305-0044	つくば市並木4-4-2-104 並木ショッピングセンター内	0872003249	
33	指定居宅介護支援事業所 ほほえみ	029-850-6137	029-850-6138	305-0071	つくば市横町498-1	0872001250	
34	社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会	029-879-5923	029-879-5501	300-3257	つくば市筑穂1-10-4	0872000021	
35	新つくばホーム指定居宅介護支援事業所	029-856-4472	029-856-4743	305-0816	つくば市学園の森3-29-2	0872000112	
36	筑波メディカルセンター 居宅介護支援事業所	029-855-6505	029-855-4758	305-0005	つくば市天久保1-1-1	0872000039	

谷田部東地域包括支援センター 委託居宅介護支援事業所

	事業所名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	事業所番号	備考
1	アイシーネット介護センター	029-896-5300	029-850-6603	305-0004	つくば市柴崎1055	0872000518	
2	あいりレー介護ステーションつくば	029-877-3322	029-877-3366	300-2622	つくば市要273-1	0872002571	
3	あずみ苑高見原	029-878-5121	029-878-5122	300-1252	つくば市高見原2-10-77	0872001623	
4	いちほら病院介護支援センター	029-864-7336	029-864-5881	300-3295	つくば市大曾根3681	0872000054	
5	医療法人善心会 居宅介護支援ステーションつくば	029-836-0062	029-836-0067	305-0834	つくば市手代木302-2 2階	0872002902	
6	ウエルシア介護サービスつくば	029-848-2008	029-848-2108	300-2648	つくば市豊里の杜2-1-1	0872000450	
7	ウエルシア介護サービス牛久	0298-71-5918	029-871-4138	300-1216	牛久市神谷5-1-1	0871900130	
8	おはなりハ ケアマネステーション	029-879-8828	050-4561-3333	305-0821	つくば市春日3-12-3 スクロパレス河村202	0872003322	
9	介護支援センター つくば	029-846-2808	029-847-1314	300-2642	つくば市高野439	0872003181	
10	居宅介護支援事業所 糸車	029-845-3421	029-899-7255	305-0067	つくば市館野363-2	0872002910	
11	居宅介護支援事業所 桜華	029-886-9700	029-886-9701	305-0034	つくば市柴崎79-2	0872003199	
12	ケアパートナーつくば	029-839-0311	029-836-5890	305-0074	つくば市高野台3-5-1	0872000955	
13	ケアプランセンター はなみずき	029-896-6010	029-896-3023	305-0063	つくば市下原525-1	0872002472	
14	ケアプランセンター風の村	029-893-6120	029-893-6121	300-0044	土浦市大手町4-13	0870303187	
15	ケアプランセンターこうこう	029-823-6718	029-869-9513	300-0805	土浦市穴塚333-1	0870302072	
16	ケアプランセンター千の杜	0297-44-7085	0297-44-7568	303-0044	常総市営生町1319-1	0871100590	
17	ケアプランセンター長寿館	029-855-0184	029-855-0189	305-0043	つくば市大角豆1807-1	0872000591	
18	コミュニティガーデンつくば居宅介護支援センター	029-896-6031	029-896-6032	300-1260	つくば市西大井1733-33	0872002480	
19	市民の森つくば居宅介護支援事業所	029-886-7787	029-886-7787	305-0031	つくば市吾妻3-7-17 サライトハウス筑波学園204	0872002795	
20	市民の森なみき居宅介護支援事業所	029-846-6305	029-846-5665	300-0044	つくば市並木4-4-2-104 並木ジョビ'ングセンター内	0872003249	
21	つくばの杜指定居宅介護支援事業所	029-857-8666	029-857-8663	305-0022	つくば市吉瀬1017-1	0872000104	
22	つくば介護サービスこころ	029-860-3501	029-860-3502	305-0035	つくば市松代1-16-13シャンデ'パステークB-101号室	0872001458	
23	つくば双愛 居宅介護支援事業所	029-873-2771	029-873-1021	300-1245	つくば市高崎1008	0872000666	
24	ニューワーク情報サービス有限会社	0248-72-6410	0248-72-1617	962-0858	福島県須賀川市栄町370	0770700011	
25	ふきのとう つくば	029-846-6399	029-859-2781	305-0051	つくば市二の宮3-10-3 セイント・ビ'ュア103	0872003025	
26	まごころ介護サービス静岡西	054-653-1800	054-653-1801	420-0071	静岡県静岡市葵区一番町65	2274200332	
27	みなみつくば会居宅介護支援事業所	029-836-6617	029-836-6618	305-0861	つくば市谷田部6107-1	0872001433	
28	喜楽希楽サービス居宅介護支援事業所	029-835-4415	029-835-4901	300-0811	土浦市上高津489-1	0870300845	

谷田部東地域包括支援センター 委託居宅介護支援事業所

	事業所名称	電話番号	FAX番号	郵便番号	所在地	事業所番号	備考
29	居宅プランセンター 煌	029-879-9266	029-879-9267	305-0005	つくば市二の宮2-7-2 サンシティ色川101号室	0872002936	
30	居宅介護支援事業所アイリスコート	029-839-3131	029-839-3113	305-0854	つくば市上横場429-1	0872000922	
31	居宅介護支援事業所シニアガーデンアネックス	029-867-7800	029-867-7802	300-4245	つくば市水守1189-5	0872002597	
32	指定居宅介護支援事業所 そよかぜ	029-836-7991	029-836-1937	305-0854	つくば市上横場2573-1	0872000120	
33	社会福祉法人 つくば市社会福祉協議会	029-879-5923	029-879-5501	300-3257	つくば市筑穂1-10-4	0872000021	
34	松代ケアセンター そよ風	029-850-3715	029-858-3716	305-0035	つくば市松代4-8-2	0872002365	
35	新つくばホーム指定居宅介護支援事業所	029-856-4472	029-856-4743	305-0816	つくば市学園の森3-29-2	0872000112	
36	筑波メディカルセンター 居宅介護支援事業所	029-855-6505	029-855-4758	305-0005	つくば市天久保1-1-1	0872000039	
37	筑波メディカルセンター 居宅介護支援事業所いしげ	0297-21-3972	0297-21-6735	300-2706	常総市新石下3768番地	0871100871	
38	アサヒサンクリン(株)ケアプランセンターつくば	050-3827-1880	029-836-3552	300-2655	つくば市島名2298 X-STAGE001	0872003454	
39	指定居宅介護支援事業所大地と大空	029-879-8102	029-879-8103	300-1259	つくば市稻荷原1241-1	0872002035	
40	ケアプランセンター華林つくば営業所	029-886-3987	029-896-3878	305-0075	つくば市高野台3-11-6/ルアート TSUKUBA101	0872003389	
41	居宅介護支援事業所幸寿苑	029-867-7651	029-867-7652	300-4248	つくば市磯部15	0872001516	
42	居宅介護支援事業所桑林	029-843-3373	029-843-7126	300-0871	土浦市荒川沖3-17-28	0870301587	